第３章　定年後の収入と支出

１　退職手当制度の概要

⑴ 退職手当の支給

退職手当は、勤続報償、生活保障、賃金後払いの要素をそれぞれ有していますが、基本的には職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解されており、国家公務員退職手当法（以下「退手法」といいます。）に基づいて支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、退職手当の全部又は一部が支給されないか、支給後であっても返納を求めることができるとされています。

ア　懲戒免職等処分を受けて退職した場合（退手法第１２条第１項第１号）

イ　失職した場合（退手法第１２条第１項第２号）

ウ　在職期間中の非違行為に係る刑事事件に関し、退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合（退手法第１４条、第１５条及び第１７条）

※　支給後に禁錮以上の刑に処せられた後、返納を求められる前に死亡したときは、相続人に対して納付が求められることがあります。

エ　退職後に、在職期間中の非違行為が発覚し、それが懲戒免職等処分相当の行為であると認められた場合（退手法第１４条から第１７条まで）

※　すでに職員が死亡しているときには、遺族等に対して支給がされないか返納等が求められることがあります。

また、職員が死亡した場合で次に該当する遺族は、退職手当を受け取ることができません。

・　職員を故意に死亡させた者（退手法第２条の２第４項第１号）

・　職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者（退手法第２条の２第４項第２号）

令和５年４月１日以降の定年の６５歳への段階的な引上げに伴い、退職手当について、次の措置が講じられています（以下、引上げ前の定年が６０歳の職員の場合を基に説明）。

①　６０歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定する。（下記⑶イ関係）

②　早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の俸給月額の割増率は、当分の間、改正前の制度下で対象とされた年齢と割増率を維持する。（６０歳～６４歳の者が応募認定退職する場合は、俸給月額は割増されない。）（下記⑷ア関係）

③　職員が６０歳に達した日後の最初の４月１日から７割水準の俸給月額となる場合も、役職定年による異動（管理監督職勤務上限年齢による降任等）により俸給月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。（下記⑷イ関係）

(2) 算定式

退職手当は、次のように計算されます。

退職手当＝基本額（退職日の俸給月額×退職理由別・勤続期間別支給割合）**＋調整額**
（注）１円未満の端数は切り捨てます。

※　「退職理由別・勤続期間別支給割合」は、退手法で定められた退職理由別・勤続期間別支給率に調整率を乗じたものです。国家公務員退職手当支給割合一覧（６２頁）を参照してください。

(3) 基本額

ア　俸給月額

退手法上の「俸給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」といいます。）に規定する俸給表の額と俸給の調整額（職務の複雑、困難若しくは責任の度や勤務条件が特殊な場合に俸給表の額を調整（加算）するもの。）の合計額をいいます（地域手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。）。

給与法の適用を受けない行政執行法人の職員の場合は、各法人が定める給与規則におけるこれらに相当するものの額の合計額をいいます。

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が退職手当の算定基礎となります。

イ　退職理由

職員の退職理由は、基本額を算定する上で、自己都合、定年・応募認定（５７頁の「早期退職募集制度」参照）、死亡、傷病、整理等に区分されています。死亡、傷病による退職については、公務上と公務外に、公務外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものに区分されます。

ウ　勤続期間

勤続期間は、上記イの退職理由とともに、退職手当の計算の基本的な要素です。

勤続期間は、職員としての引き続いた在職期間（退手法施行令で定める地方公共団体等における在職期間が通算されます。）により、月単位で計算されます（月の途中での採用、退職は、その月を１月として扱います。）。

在職期間に１年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てられます。

なお、次の場合等には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算したものが勤続期間となります。

＜期間の２分の１を除算するものの例＞

- 私傷病による休職、刑事休職及び研究休職（ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる等の場合には除算されない。）の期間
- 懲戒処分による停職の期間
- 育児休業の期間（ただし、子が１歳に達した日の属する月までの期間は３分の１を除算する。）

＜期間を全て除算するものの例＞

- 職員団体専従休職の期間
- 自己啓発等休業の期間（ただし、その内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる等の場合には２分の１を除算する。）
- 配偶者同行休業の期間

【除算期間の計算例】

３月３１日から８月２８日まで休職等の場合でみると

３月と８月は、１日以上の勤務日があるので除算の対象とならず、４月から７月までの４月間が除算期間の対象となる。

① この期間が私傷病休職又は停職処分であった場合
除算期間 ＝ ４月×１／２ ＝ ２月

② この期間が職員団体専従休職であった場合
除算期間 ＝ ４月

(4) 基本額の特例

ア 定年前早期退職者に対する特例（退手法第５条の３）

応募認定、公務上の傷病又は死亡、整理等により退職した者のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２０年以上等であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から２０年を減じた年齢以上であるものには、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（定年前早期退職特例措置）が適用され、次に掲げる算式による額が退職手当の基本額の算定の基礎になります。

基本額の算定の基礎となる額 ＝ 退職日の俸給月額 ×
｛１＋（３％(注)×定年年齢までの残年数）｝

（注）１ 給与法の指定職俸給表１号俸相当額以上４号俸相当額未満の者については、１年当たりの割増率２％が、また、４号俸相当額以上の者については、１年当たりの割増率１％がそれぞれ適用され、６号俸相当額以上の者については不適用となります。

２ 「（注）１」以外の者のうち、その者に係る定年年齢と退職の日におけるその者の年齢との差が１年である者については、１年当たりの割増率２％が適用されます。

３ 令和５年４月１日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から１５年以内（６０歳定年であった場合は４５歳）の年齢から引上げ前の定年（引上げ前の定年が６０歳であった場合は６０歳）に達する日前までの職員が特例措置の対象(定年が引き上がっていない退職者を除く。)。この場合、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が１年の者（局長又は審議官クラスを除く。）の割増率は３％となる。

応募認定等退職者等に係る当分の間の措置の内容等を、給与法の指定職俸給表１号俸相当額未満で、引上げ前の定年が60歳の場合をその例にとって図示すると次のとおりです。

引上げ前の定年が60歳（10月2日誕生日）の場合の例

退　職　日	年　齢	割増率
60歳の誕生日の前日（10 月1日）～退職日	60歳	なし
59歳の誕生日の前日（10 月1日）～60歳の誕生日の前々日（9月 30 日）	59歳	3%
58歳の誕生日の前日（10 月1日）～59歳の誕生日の前々日（9月 30 日）	58歳	6%
57歳の誕生日の前日（10 月1日）～58歳の誕生日の前々日（9月 30 日）	57歳	9%
：	⋮	⋮
45歳の誕生日の前日（10 月1日）～46歳の誕生日の前々日（9月 30 日）	45歳	45%

【早期退職募集制度】

各省各庁の長等は、募集実施要項を職員に周知することにより、早期退職希望者を募集することができます。

１．２つの早期退職募集

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図るための募集（１号募集）

退職時にその職員に係る定年から２０年を減じた年齢（令和５年４月１日以降の定年の段階的な引上げに伴い、当分の間、退手法施行令附則第４項の適用を受ける者にあっては、引上げ前の定年から１５年を減じた年齢）以上である職員が対象

(2) 組織改廃等に伴う募集（２号募集）

当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員が対象

２．募集から退職までの大まかな流れ

(1) 早期退職希望者の募集

各省各庁の長等が、募集対象者全員に募集実施要項を周知して募集開始

＜募集実施要項＞

・年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
・募集の期間（応募受付期間）
・募集する人数
・退職すべき期日又は期間等を記載したもの

(2) 応募

応募や応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられたもので、各省各庁の長等はこれらを強制してはならない

(3) 認定

各省各庁の長等は応募者に対し原則認定

(4) 通知

・各省各庁の長等は応募者に対し認定通知書又は不認定通知書を交付

・（募集実施要領に退職すべき期間を記載した場合）退職すべき期日の通知

(5) 退職（応募認定退職）

・各省各庁の長等が指定した日（退職すべき期日）に退職

・退職手当の支給（自己都合退職よりも割り増しされた退職手当（前記(4)ア）の支給）

イ　俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の特例（退手法第５条の２）

在職期間中に、俸給月額の減額改定（いわゆるベースダウン）以外の理由（降格、俸給表間異動等）により俸給月額が減額されたことがある場合で、特定減額前俸給月額（減額日における当該理由による減額がなかったものとした場合の俸給月額のうち最も多いもの）が退職日の俸給月額よりも多いときは、次の①及び②により算出した額の合計額を基本額とする「ピーク時特例」が適用されます。

※　なお、定年の６５歳への引上げに伴い、退手法附則第１５項として、６０歳超の給与が減額された場合における退職手当の算定に当たり、当該減額が退手法第５条の２の俸給月額の減額改定には該当しないものとしてピーク時特例を適用させる規定を設けています。（前記(1)③関係）

① 特定減額前俸給月額に係る減額日の前日に実際の退職理由と同じ理由で退職したものとし、かつ、同日までの勤続期間と特定減額前俸給月額を基礎として算定した基本額に相当する額

② 退職日俸給月額に次の(A)の割合から(B)の割合を控除した支給割合を乗じて得た額

（A）退職日に、退職日までの勤続期間と退職日俸給月額を基礎として退職手当を算定した場合の支給割合

（B）①の算定に用いた支給割合

（注１）本特例は、平成１７年改正法の施行日（平成１８年４月１日）又は適用日である新制度切替日以降の減額が対象となります。

（注２）定年前早期退職特例措置の対象者は、「特定減額前俸給月額」と「退職日俸給月額」の両方が割増しの対象となります。

（例）Ａ円＞Ｂ円のときに特例を適用

基本額＝（Ａ円×勤続ａ年を基礎とした支給割合）＋

（Ｂ円×（勤続ｂ年を基礎とした支給割合－勤続ａ年を基礎とした支給割合））

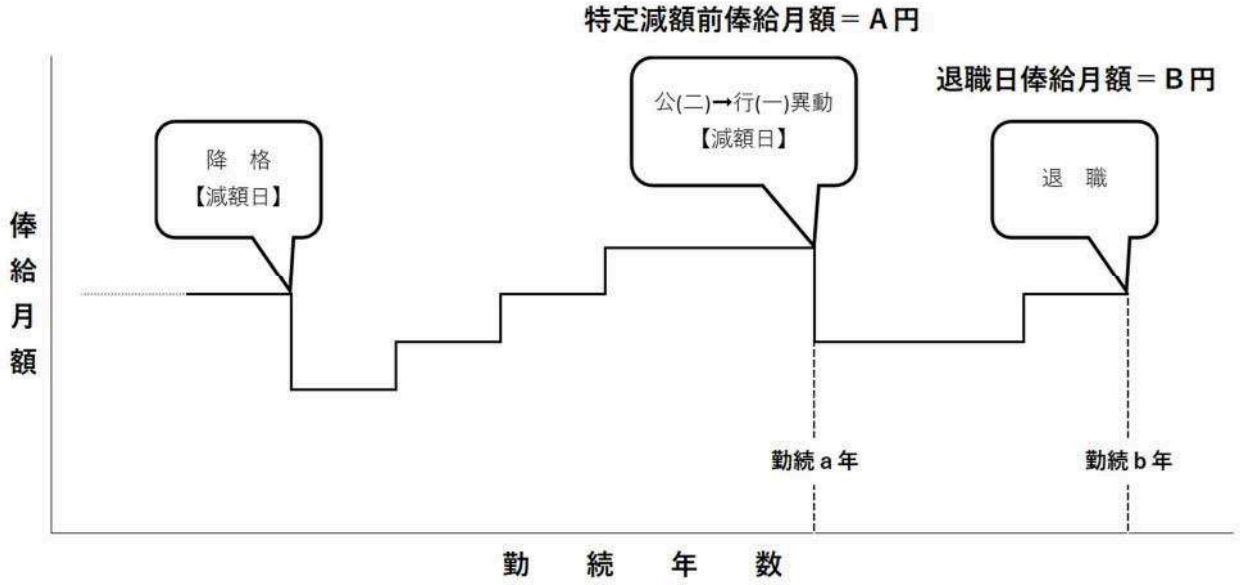

(5) 調整額

調整額は、在職期間中の貢献度に応じた加算額であり、基礎在職期間（退手法第５条の２第２項にある「基礎在職期間」）の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた職員の区分（第１号区分～第１１号区分）に応じて定める額（調整月額）のうち、その額が多いものから６０月分の調整月額を合計した額です。

【退職手当の調整額区分表（給与法適用職員の例）】

区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（６号俸以上）、これに相当する職員	95,400 円
2	指定職（５号俸以下）、これに相当する職員	78,750 円
3	行（一）１０級、これに相当する職員	70,400 円
4	行（一）　９級、これに相当する職員	65,000 円
5	行（一）　８級、これに相当する職員	59,550 円
6	行（一）　７級、これに相当する職員	54,150 円
7	行（一）　６級、これに相当する職員	43,350 円
8	行（一）　５級、これに相当する職員	32,500 円
9	行（一）　４級、これに相当する職員	27,100 円
10	行（一）　３級、これに相当する職員	21,700 円
11	その他の職員（非常勤職員を含む。）	０円

（注１）勤続期間９年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続期間１年以上４年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続期間10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

（注２）一定の特別職幹部職員等の調整額は基本額の8.3/100となる。

〈参考〉他の主な俸給表における調整額の区分例

区分	行政職(二)		専門行政職		税務職		公安職(一)		公安職(二)	
	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲
1										
2										
3			8		10		11		10	
4			7		9		10		9	
5			6		8		9		8	
6			5		7		8		7	
7			4		6		7		6	
8	5	3人以上の職種の長を直接指揮監督する職務に従事していた者	3	俸給の特別調整額五種以上	5		6		5	
9		上記以外の者		上記以外の者	4		5		4	
							4	＊1		
10	4		2		3			上記以外の者	3	
	3	在級期間が 120 月を超える者					3	＊2		
11		上記以外の者						上記以外の者		
	2				2		特2 2 1		2	

「＊1」については、皇宮警部補以上の階級にあった期間が 156 月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にあった期間が 120 月を超える刑務官又は警備士以上の階級にあった期間が 24 月を超える入国警備官に適用

「＊2」については、副看守長以上の階級にあった期間が 60 月を超える刑務官又は警備士補以上の階級にあった期間が 60 月を超える入国警備官に適用

(6) 退職手当の計算例

【定年退職で在職中に休職期間のある例】

・生年月日：昭和３８年（1963 年）６月２０日（６１歳定年）
・在職期間：（採用年月日）　昭和６１年（1986 年）４月　４　日
（月の途中での採用：１月として算定）
（昇格年月日）　令和　４　年（2022 年）４月　１　日（５級昇格）
（旧定年退職年月日）　令和　６　年（2024 年）３月３１日
（定年退職年月日）　令和　７　年（2025 年）３月３１日
・私傷病による休職期間：除算対象期間　７月間
（※　休職期間は、調整額の算定の基礎となる期間の計算に影響がなかったものとする。）
・除算期間：７月 ÷ ２ ＝ ３．５月
・勤続期間：（２０２５年３月）－（１９８６年４月）－ 除算期間（３．５月）
＝ ３９年 － ３．５月
＝ ３８年８．５月 → ３８年（１年未満端数切捨て）
・退職理由別・勤続期間別支給割合：47.709（退手法第５条適用）
・特定減額前俸給月額（５８頁参照）：
行(一)５級７３号俸　392,700 円（令和６年４月１日時点の俸給月額）【Ａ】
・定年退職日の俸給月額：
行(一)５級７３号俸　274,900 円（392,700 円 × 0.7）（100 円未満四捨五入）【Ｂ】
・基本額の計算（ピーク時特例（５８頁参照）の適用）：
基本額 ＝（392,700 円【Ａ】×47.709（勤続 38 年の支給割合））＋（274,900 円【Ｂ】
×（47.709（勤続 39 年の支給割合）－ 47.709（勤続 38 年の支給割合））
＝（392,700 円 × 47.709）＋（274,900 円 × ０）
＝（392,700 円 × 47.709）
・退職手当支給額：基本額 ＋ 調整額
＝（392,700 円 × 47.709）＋（32,500 円 × 36 月 ＋ 27,100 円 × 24 月）
（※　調整額は退職日までの期間で計算する。）
＝ 20,555,724.3 円
＝ 20,555,724 円（１円未満端数切捨て）

【引上げ前の定年が６０歳の職員が応募認定退職制度に応募し、５３歳で応募認定退職する場合の例（※令和５年４月１日以降の当分の間の措置の場合）】

・在職期間：（採用年月日）　平成　６　年（1994 年）４月　１　日
（昇格年月日）　令和　５　年（2023 年）４月　１　日（５級昇格）
（退職年月日）　令和　７　年（2025 年）３月３１日
・旧定年年齢（６０歳）までの残年数：７年
・勤続期間：（２０２５年３月）－（１９９４年４月）＝ ３１年
・退職理由別・勤続期間別支給割合：42.31035（退手法第５条適用）
・退職日の俸給月額：行(一)５級７０号俸　391,300 円
・退職手当支給額：基本額（退職日の俸給月額 ×（１＋３％×残年数（７年））
× 支給割合（42.31035）＋ 調整額
＝ 391,300 円 ×（１＋21％）× 42.31035
＋（32,500 円 × 24 月 ＋ 27,100 円 × 36 月）
＝ 21,788,408.3455 円
＝ 21,788,408 円（１円未満端数切捨て）

国家公務員退職手当支給割合一覧（※平成 30 年１月１日～、調整率を乗じた後のもの）

勤続年数	法第３条			法第４条	法第５条	
	自己都合	(11 年未満勤続) 定年・応募認定退職（１号）・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	公務外傷病（通勤傷病を除く）	(11 年以上 25 年未満勤続) 定年・応募認定退職（１号）・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等	整理・応募認定退職（２号）・公務上死亡・公務上傷病	(25 年以上勤続) 定年・応募認定退職（１号）・任期終了・事務都合退職・公務外死亡・通勤傷病等
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)	
2	1.0044	1.674	1.674		2.511 (4.5a)	
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)	
4	2.0088	3.348	3.348		5.022 (5.4a)	
5	2.511	4.185	4.185		6.2775	
6	3.0132	5.022	5.022		7.533	
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885	
8	4.0176	6.696	6.696		10.044	
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995	
10	5.022	8.37	8.37		12.555	
11	7.43256		9.2907	11.613375	13.93605	
12	8.16912		10.2114	12.76425	15.3171	
13	8.90568		11.1321	13.915125	16.69815	
14	9.64224		12.0528	15.066	18.0792	
15	10.3788		12.9735	16.216875	19.46025	
16	12.88143		14.3127	17.890875	20.8413	
17	14.08671		15.6519	19.564875	22.22235	
18	15.29199		16.9911	21.238875	23.6034	
19	16.49727		18.3303	22.912875	24.98445	
20	19.6695		19.6695	24.586875	26.3655	
21	21.3435		21.3435	26.260875	27.74655	
22	23.0175		23.0175	27.934875	29.1276	
23	24.6915		24.6915	29.608875	30.50865	
24	26.3655		26.3655	31.282875	31.8897	
25	28.0395		28.0395		33.27075	33.27075
26	29.3787		29.3787		34.77735	34.77735
27	30.7179		30.7179		36.28395	36.28395
28	32.0571		32.0571		37.79055	37.79055
29	33.3963		33.3963		39.29715	39.29715
30	34.7355		34.7355		40.80375	40.80375
31	35.7399		35.7399		42.31035	42.31035
32	36.7443		36.7443		43.81695	43.81695
33	37.7487		37.7487		45.32355	45.32355
34	38.7531		38.7531		46.83015	46.83015
35	39.7575		39.7575		47.709	47.709
36	40.7619		40.7619		47.709	47.709
37	41.7663		41.7663		47.709	47.709
38	42.7707		42.7707		47.709	47.709
39	43.7751		43.7751		47.709	47.709
40	44.7795		44.7795		47.709	47.709
41	45.7839		45.7839		47.709	47.709
42	46.7883		46.7883		47.709	47.709
43	47.709		47.709		47.709	47.709
44	47.709		47.709		47.709	47.709
45	47.709		47.709		47.709	47.709

(注１)　(　)内は、法第６条の５の最低保障である。

(注２)　ａは、基本給月額であり、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等（又はこれらに相当する手当）の月額合計額をいう。

(注３)　法附則第６項から第８項まで及び昭和４８年法律第３０号附則第５項から第７項による退職手当の基本額の調整(83.7／100）を含めた計数である。

(注４)　令和５年４月１日以降、国家公務員の定年引上げに伴い、当分の間、引上げ前の定年年齢以降非違なく退職した職員については、勤続期間を同じくする定年退職者と同様の支給率となる。

(7) 退職手当に係る税金

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算（分離課税）します。

退職の際（退職手当の支払いを受ける時まで）に「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出した場合には、退職手当額に応じた「課税退職所得金額」に応じて、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄の算式により計算した額（１円未満端数切捨て）が退職手当額から源泉徴収されますので、原則として確定申告をする必要はありません。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合は、退職手当額に対して２０．４２％の税率を乗じた額が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

＜課税退職所得金額の計算＞

課税退職所得金額 ＝（退職手当額－退職所得控除額）×　１／２　(1,000円未満切捨て)

※国家公務員としての勤続期間が５年以下の場合には１／２は乗じない。

退職手当額から控除する「退職所得控除額」の計算方法

・勤続年数が２０年以下の場合（勤続年数については、１年未満の端数は切上げ）
　勤続年数×40万円（退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円）
・勤続年数が２０年を超える場合
　（勤続年数－20）×70万円＋800万円

（注）「源泉徴収のための退職所得控除額の表」（６５頁）を参照

ア　所得税の計算

所得税額 ＝（**課税退職所得金額**×税率－控除額）×1.021(※)（１円未満切捨て）

（※）平成２５年から２．１％の復興特別所得税が追加課税されています。

【退職所得の源泉徴収税額の速算表】

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)*(B)-(C))*102.1%
195 万円以下	5%	－	((A)* 5%)*102.1%
195 万円超　330 万円以下	10%	97,500 円	((A)*10% - 97,500 円)*102.1%
330 万円超　695 万円以下	20%	427,500 円	((A)*20% - 427,500 円)*102.1%
695 万円超　900 万円以下	23%	636,000 円	((A)*23% - 636,000 円)*102.1%
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	((A)*33% - 1,536,000 円)*102.1%
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	((A)*40% - 2,796,000 円)*102.1%
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	((A)*40% - 4,796,000 円)*102.1%

例１：勤続３８年で退職手当額が2,000万円の場合

退職所得控除額 ＝ (38－20)×70万円 ＋ 800万円 ＝ 2,060万円

課税退職所得金額 ＝ (2,000万円－2,060万円)×1/2 ＝△30万円 ⇒ 0円

例２：勤続３８年で退職手当額が2,500万円の場合

退職所得控除額 ＝ (38－20)×70万円 ＋ 800万円 ＝ 2,060万円

課税退職所得金額 ＝ (2,500万円－2,060万円)×1/2 ＝ 220万円

所得税額 ＝ (220万円×10％－97,500円) ×1.021 ＝125,072.5円

⇒ 125,072円（１円未満切捨て）

イ　住民税の計算

所得税の場合と同様に、退職手当額から退職所得控除額を差引いた後の金額を求め、その額に１／２を乗じた額が課税退職所得金額になります。住民税の税率は、課税退職所得金額にかかわらず、一律、市区町村民税６％、都道府県民税４％ですので、それぞれの税率に基づいて住民税の額を計算（１００円未満は、それぞれ切捨て）します。

例１：退職手当額が2,000万円の場合

課税退職所得金額が0円（(2,000万円－2,060万円）×1/2 ＝△30万円⇒0円)のため住民税は非課税

市区町村民税 ＝ 0円 ×６％ ＝ 0円

都道府県民税 ＝ 0円 ×４％ ＝ 0円

合　　計 ＝ 0円

例２：退職手当額が2,500万円の場合

退職所得控除額を差引いた後の金額は（2,500万円－2,060万円）×1/2 ＝220万円

市区町村民税 ＝ 220万円 ×６％ ＝ 132,000円

都道府県民税 ＝ 220万円 ×４％ ＝ 88,000円

合　　計 ＝ 22万円

住民税は、前年１年間の所得を基に年額が決定され、これを６月から翌年５月までの間に月割りで徴収することになっています。

３月３１日に定年退職する場合、その年の４月分及び５月分の住民税を給与から特別徴収できないため、退職手当に課税される所得税及び住民税に併せて、４月分及び５月分の住民税も退職手当の支給時に一括して特別徴収されることになります。

源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
２年以下	８００	１，８００	２４　年	１０，８００	１１，８００
			２５　年	１１，５００	１２，５００
			２６　年	１２，２００	１３，２００
３　年	１，２００	２，２００	２７　年	１２，９００	１３，９００
４　年	１，６００	２，６００	２８　年	１３，６００	１４，６００
５　年	２，０００	３，０００	２９　年	１４，３００	１５，３００
６　年	２，４００	３，４００	３０　年	１５，０００	１６，０００
７　年	２，８００	３，８００	３１　年	１５，７００	１６，７００
８　年	３，２００	４，２００	３２　年	１６，４００	１７，４００
９　年	３，６００	４，６００	３３　年	１７，１００	１８，１００
１０　年	４，０００	５，０００	３４　年	１７，８００	１８，８００
１１　年	４，４００	５，４００	３５　年	１８，５００	１９，５００
１２　年	４，８００	５，８００	３６　年	１９，２００	２０，２００
１３　年	５，２００	６，２００	３７　年	１９，９００	２０，９００
１４　年	５，６００	６，６００	３８　年	２０，６００	２１，６００
１５　年	６，０００	７，０００	３９　年	２１，３００	２２，３００
１６　年	６，４００	７，４００	４０　年	２２，０００	２３，０００
１７　年	６，８００	７，８００			
１８　年	７，２００	８，２００	４１年以上	２２，０００千円に、勤続年数が４０年を超える１年ごとに７００千円を加算した金額	２３，０００千円に、勤続年数が４０年を超える１年ごとに７００千円を加算した金額
１９　年	７，６００	８，６００			
２０　年	８，０００	９，０００			
２１　年	８，７００	９，７００			
２２　年	９，４００	１０，４００			
２３　年	１０，１００	１１，１００			

（注）

(1)　「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第 69 条）。

(2)　「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第 30 条第 6 項第 3 号）。

(3)　「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

（備考）

(1)　退職所得控除額は、(2)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。

　この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。

(2)　所得税法第 30 条第 6 項第 1 号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

（別紙）

退職手当手取額計算書

1 退職手当額の算定

(1) 勤続年数

退職（予定）年月	年　月	満　歳	採用年月	年　月
勤続年月数（a）	年　月			

除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月数 (b)
年　月		年　月
年　月		年　月

＊ 休職等 1/2、
職員団体専従休職期間等 1/1

勤続年月数(a)－ 除算年月数(b)→ 手当計算上勤続年数

退職手当法上の勤続期間＝ [　　] － [　　] ＝ [　年] （端数切捨て）

税法上の勤続年数 ＝ 勤続年数 → (c) [　年] （端数切上げ）

（注） 税法上の勤続年数の扱いとしては、除算年月数(b)のうち、職員団体専従休職期間は全て除算するが、その他の休職等期間は除算せず、全休職等期間を勤続年数として含める。

(2) 退職理由

□定年　□応募認定　□自己都合　□その他

(3) 支給割合 (d) [　　]

(1)と(2)に基づく「国家公務員退職手当支給割合一覧」（６０頁参照）の支給割合

(4) 退職日の俸給月額 (e) [　　円]

（定年前早期退職者に対する特例による場合）

早期退職募集制度に応募して認められ、かつ、定年前１５年以内、勤続２０年以上等の場合

→ (e) ×｛１＋３％×（定年年齢 － 退職時年齢）｝＝ (f) [　　円]

（注） 定年年齢と退職時年齢の差が１年の場合は２％が適用されます。また、一般職給与法の指定職俸給表１号俸相当額以上４号俸相当額未満の者については、１年当たりの割増率２％が、４号俸相当額以上の者については、１年当たりの割増率１％がそれぞれ適用され、６号俸相当額以上の者については不適用となっています。

(5) 調整額

基礎在職期間のうち、その調整月額の高い方から６０月分の合計額を加算

円	×	月	＋	円	×	月	＝(g)	円

【退職手当支給額】

(e)又は(f)退職日の俸給月額		(d)支給割合		(g)調整額		A 退職手当支給額
円	×		＋	円	＝	円

２ 退職手当に係る税額

退職手当支給額 － 退職所得控除額

・課税退職所得金額＝（A 円 －（ア） 万円）×1/2

＝ B 円 （1,000 円未満切捨て）

（(ア) の退職所得控除額の計算方法）

税法上の勤続年数(c)が 20 年超の場合

（勤続年数 －20）× 70 万円 ＋ 800 万円 ＝（ア） 万円

税法上の勤続年数(c)が 20 年以下の場合

（勤続年数 × 40 万円 ＝（ア） 万円

(1) 所得税（６１頁参照）

課税退職所得金額 税 率 控除額

所得税 ＝（B 円 × % － 万円 ）× 1.021

＝（イ） 円 （1 円未満切捨て）

(2) 住民税（６２頁参照）

課税退職所得金額 税 率

市区町村民税 ＝B 円 × ６ % ＝（ウ） 円

（100 円未満切捨て）

都道府県民税 ＝B 円 × ４ % ＝（エ） 円

（100 円未満切捨て）

３ 退職手当の税引き後の手取額

退職手当支給額		税額（(ｲ)＋(ｳ)＋(ｴ)）		**税引後手取額**
A 円	－	円	＝	円

２　年金制度の概要

(1) 公的年金制度

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と、基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金）に区分されます。

なお、被用者年金制度は、平成２７年１０月から厚生年金制度に統一され、公務員等も厚生年金に加入することとなりました。

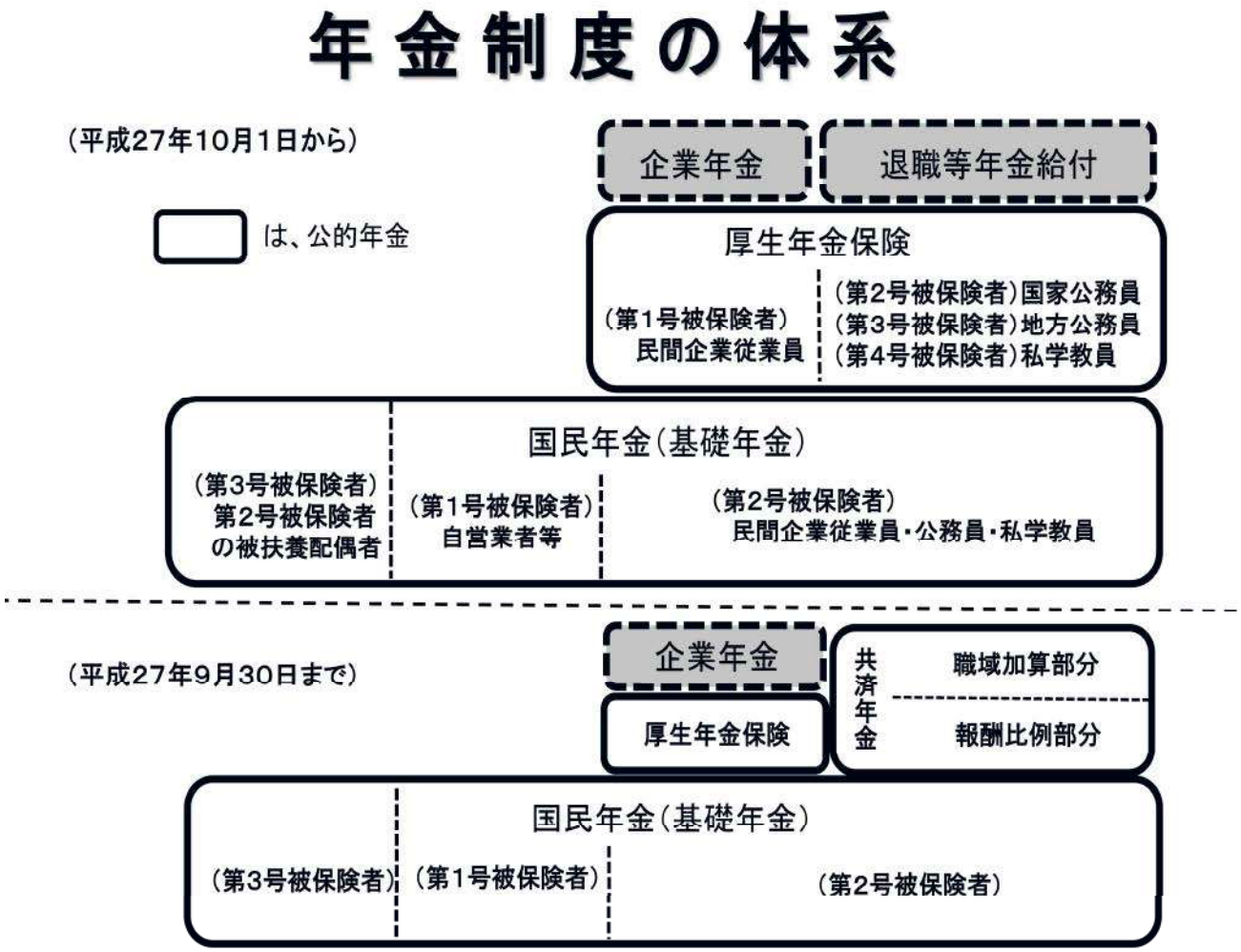

(2) 国民年金制度

国民年金には、日本国内に住所を持つ２０歳以上６０歳未満のすべての者（国民年金の被保険者）が加入することになっています。

なお、この被保険者の種別は、次のように第１号から第３号までの３つの被保険者に分けられています。

（第１号被保険者） ２０歳以上６０歳未満で、第２号被保険者又は第３号被保険者に該当しない者 （学生、農林漁業、商業などの自営業や自由業の者とその家族） ※　第１号被保険者は、保険料（月額：17,510円（令和７年４月からの額））を個別に納付する必要があります。
（第２号被保険者） 厚生年金保険の被保険者で６５歳未満の者
（第３号被保険者） 第２号被保険者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者

※　第２号と第３号の被保険者は、保険料を個別に納付する必要はなく、第２号被保険者が加入している制度（国家公務員の20共済組合の場合には連合会）が一括して国民年金に払い込んでいます。

被保険者の種別は、就職、退職、転職、結婚などにより変わることがあります。その際には、住所地の年金窓口などへの届出が必要になります。届出をしなかったり遅れたりしますと、年金の受給に影響が出る場合がありますので、住所地の市区町村の年金事務所窓口などに忘れずに届出を行ってください。

特に第２号被保険者や第３号被保険者である者が第１号被保険者になった場合、保険料を個別に納付する必要が生じますので、注意が必要です。

⑶ 老齢基礎年金（国民年金制度から支給される年金）

６５歳から、老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。支給額は、２０歳から６０歳までの４８０月（４０年）の全期間保険料を納付した場合、満額（昭和３１年４月２日以後生まれの者は令和７年４月からの額：831,700円）となります。

【老齢基礎年金の計算方法】

老齢基礎年金額 ＝　831,700円【満額】

$$\times \frac{\text{保険料納付済期間の月数（厚生年金被保険者期間月数、国民年金納付期間等）}}{\text{480月（国民年金加入可能月数）}}$$

⑷ 被用者年金制度

ア　厚生年金の被保険者の種別と実施機関

平成２７年１０月から、厚生年金の被保険者は、厚生年金保険法第２条の５第１項に基づき、次の第１号から第４号の４つの種別に分けられており、その種別に応じた

実施機関が年金の決定や支給事務などを行っています。

被保険者の種別	実施機関
第１号 ⇒ 第２号から第４号まで以外の厚生年金被保険者	厚生労働大臣（事務委託先：日本年金機構）
第２号 ⇒ 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	**国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会**
第３号 ⇒ 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第４号 ⇒ 私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

イ　老齢厚生年金と退職共済年金

国家公務員は、前述のとおり、平成２７年１０月から厚生年金保険法第２条の５第１項第２号に規定する厚生年金被保険者（以下「**第２号厚生年金被保険者**」といいます。）となりました（暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）。平成２７年９月までの国家公務員共済組合の組合員であった期間については、第２号厚生年金被保険者期間であったものとみなされ、平成２７年１０月以後に年金の受給権が発生する国家公務員には、「老齢厚生年金」が支給されます。

老齢厚生年金は、６５歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されますが、昭和３６年４月１日以前に生まれた者については、特例により、「特別支給の老齢厚生年金」が６５歳に達するまで支給されます。

なお、被用者年金制度の一元化により、平成２７年９月３０日をもって旧国共済期間に係る「職域加算額」が廃止となりましたが、同日までの国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が老齢厚生年金を受給することとなったときは、老齢厚生年金と併せて、同日までの期間に係る「退職共済年金（経過的職域加算額）」が支給されます。

ウ　暫定再任用等の場合に適用される被保険者の種別

定年退職後も公務員あるいは民間企業等で就業する場合には、原則として被用者年金制度に加入することとなります。

①　暫定再任用フルタイム勤務職員の場合

第２号厚生年金被保険者となり、保険料（掛金）を負担することとなります。

老齢厚生年金の額は、再任用が終了した時点で、フルタイム勤務職員として勤務していた第２号厚生年金被保険者期間を加えて再計算されます。

② 民間企業等への再就職又は再任用短時間勤務職員の場合

民間企業等に再就職した場合や再任用短時間勤務職員の場合、フルタイム勤務職員の４分の３以上の勤務であれば、一般的には第１号厚生年金被保険者となって保険料を負担することになります。その期間についての老齢厚生年金は、退職後に日本年金機構から支給されます。

厚生年金への加入要件については、「６ 定年後の社会保険制度」（１０２頁）の(1)を参照してください。

(5) 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、「第２号厚生年金被保険者期間の月数」と「平均標準報酬月額と平均標準報酬額」をもとに計算します。

ア 被保険者期間の月数

第２号厚生年金被保険者期間は、国家公務員として「就職した月」から「退職した月の前月（月の末日に退職した時はその月）」までの期間の月数によって計算します。

ただし、昭和６１年３月３１日までの第２号厚生年金被保険者期間は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数によって計算します。

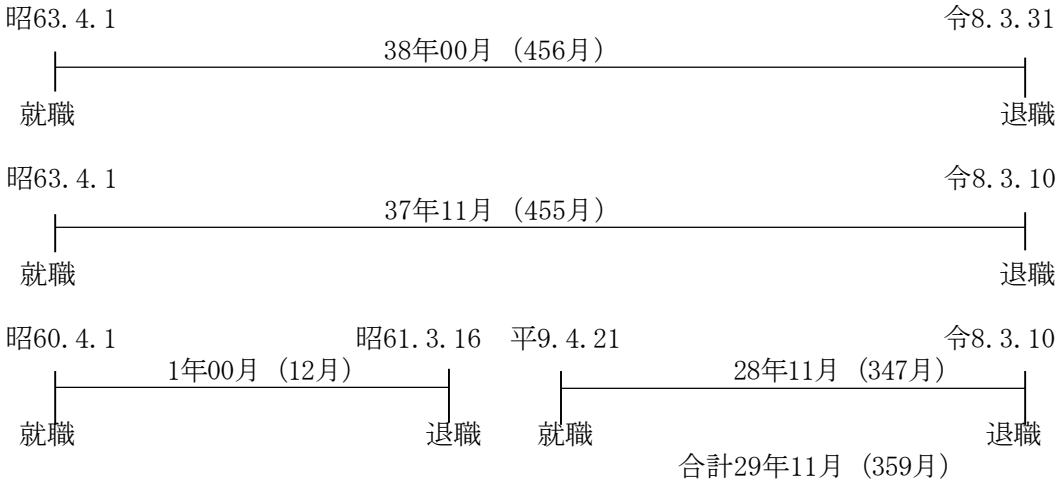

イ 平均標準報酬月額・平均標準報酬額

① 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額は、平成１５年３月以前の第２号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の総額」をその期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成１５年３月以前の各月の標準報酬月額(注1)の総額}}{\text{平成１５年３月以前の第２号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

② 平均標準報酬額

平均標準報酬額は、平成１５年４月以後の第２号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の総額」と「標準賞与額の総額」の合計額をその期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成１５年４月以後の各月の標準報酬月額(注1)の総額} + \text{標準賞与額(注2)の総額}}{\text{平成１５年４月以後の第２号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

（注1）各月の標準報酬月額は、各再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

（注2）標準賞与額とは、期末手当と勤勉手当の額のことで、６月、１２月それぞれの額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額（150万円が上限）となります。

なお、標準賞与額は、再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

(6) 老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）

《受給する年金のイメージ》

＜６５歳に達する月分まで支給＞

（昭和36年4月1日以前に生まれた方）

- 特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）
- 特別支給の老齢厚生年金
  - ・報酬比例額

※　国家公務員共済組合連合会が支給

＜６５歳に達した月の翌月分から支給＞

- 本来支給の退職共済年金（経過的職域加算額）
- 退職等年金給付（９１頁）
- 本来支給の老齢厚生年金
  - ・報酬比例額
  - ・経過的加算額
  - ・加給年金額（対象者がいる場合のみ）

※　国家公務員共済組合連合会が支給

- 老齢基礎年金

※　日本年金機構が支給

ア　６５歳から支給される年金

① 本来支給の老齢厚生年金

本来支給の老齢厚生年金は、次のいずれの条件にも該当するときに支給されます。

・６５歳に達していること
・保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が１０年以上あること

年金額　＝　（A）報酬比例額　＋　（B）経過的加算額（＋（C）加給年金額））

（ア）報酬比例額

（A）と（B）を比較した高い方の年金額が支給されます。

（A）本来水準額（（ⅰ）と（ⅱ）の合計額）

（ⅰ）平成15年3月以前　平均標準報酬月額（本年度再評価による水準）× 7.125/1,000（給付乗率）× 平成15年3月以前の2号厚年期間の月数

（ⅱ）平成15年4月以後　平均標準報酬額（本年度再評価による水準）× 5.481/1,000（給付乗率）× 平成15年4月以後の2号厚年期間の月数

（B）従前保証額（（ⅲ）と（ⅳ）の合計額）

（ⅲ）平成15年3月以前　平均標準報酬月額（平成６年水準）× 7.5/1,000（給付乗率）× 平成15年3月以前の組合員期間の月数 × 1.061（注）（従前額改定率）（令和7年度）

（ⅳ）平成15年4月以後　平均標準報酬額（平成６年水準）× 5.769/1,000（給付乗率）× 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 1.061（注）（従前額改定率）（令和7年度）

（注）　昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.063に読み替えます。

（イ）経過的加算額

経過的加算額は、第２号厚生年金被保険者期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない２０歳前や６０歳以後の期間などに係る加算額です。金額は、特別支給の老齢厚生年金の「定額」（７７頁②参照）が加算されていたものとして計算した額から、老齢基礎年金に振り替わる額を差し引いた額です。

１，７３４円（厚生年金の定額単価（令和７年度(昭和31年4月2日以後生まれの者））） × 被保険者月数（上限480月）

$$-\left[\begin{array}{l}\text{８３１，７００円} \\ \text{（老齢基礎年金の額 ×} \\ \text{（令和７年度））}\end{array}\ \times\ \frac{\text{昭和36年4月1日以後の20歳以上60歳未満の被保険者期間の月数}}{\text{480月}}\right]$$

（ウ）加給年金額

厚生年金被保険者期間が２０年以上ある者が６５歳に達した時点で、次の要件を満たす次表の６５歳未満の配偶者や子がいるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

・　同居していて、生計を同一にしていること
・　年間の収入が将来にわたって８５０万円（所得の場合は６５５万５千円）未満であること

（令和７年４月からの額）

対　象　者		加給年金額	年　齢　要　件
配　偶　者		415,900円	６５歳未満であること
子	２人目まで１人につき	239,300円	１８歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にあるか、２０歳未満で厚生年金保険法施行令に定める障害の程度が１級、２級に該当し、かつ、婚姻していないこと
	３人目から１人につき	79,800円	

【加給年金額の支給停止】

加給年金額の加算対象となっている配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が２０年以上又は共済組合等の加入期間を除いた期間が４０歳（女性の場合は３５歳）以後１５年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間２０年以上）を受け取る権利があるとき、又は障害年金を受けているときは、加給年金額の支給は停止されます。

ただし、令和４年３月時点で既に加給年金が支給されている場合等については、令和４年４月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けら

れています。

【加給年金額の失権】

次に掲げる場合に該当したときは、加給されなくなります。

- 配偶者や子が死亡したとき
- 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- 配偶者が６５歳に達したとき
- 子が婚姻したとき
- 子が１８歳に達した日以後の最初の３月３１日が終了したとき
- ２級以上に該当する障害の状態にある子が２０歳に達したとき　など

【加給年金額が打ち切られた場合の振替加算】

加給年金額は、その対象となっている配偶者が６５歳に達すると加算されなくなりますが、配偶者自身が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により配偶者の老齢基礎年金の額に加算されます。これを「振替加算」といいます。ただし、配偶者が老齢厚生年金又は退職共済年金（原則として厚生年金の被保険者期間が２４０月以上の年金）、障害年金を受けられるときは加算されません。

（振替加算の額：令和７年４月から）

配偶者の生年月日	加算額
大正１５年４月２日 ～ 昭和　２年４月１日	238,600円
～　～	～
昭和３１年４月２日 ～ 昭和３２年４月１日	47,860円
昭和３２年４月２日 ～ 昭和３３年４月１日	41,399円
昭和３３年４月２日 ～ 昭和３４年４月１日	35,177円
昭和３４年４月２日 ～ 昭和３５年４月１日	28,716円
昭和３５年４月２日 ～ 昭和３６年４月１日	22,255円
昭和３６年４月２日 ～ 昭和４１年４月１日	16,033円
昭和４１年４月２日以後	加算額なし

なお、配偶者が先に老齢基礎年金を受給している場合（配偶者が年上の場合）には、本人が６５歳に到達して本来支給の老齢厚生年金を受給することができるようになったときから、配偶者の老齢基礎年金に加算されることとなります。

② 本来支給の退職共済年金（経過的職域加算額）

平成２７年９月までの共済組合員であった期間（以下「旧国共済期間」という。）を有する者については、本来支給の老齢厚生年金に併せて退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。（ただし、１年以上の引き続く旧国共済期間であった

期間を有する場合又は１年以上の引き続く旧国共済期間であった期間は有しないが、当該期間に引き続く平成２７年１０月以後の第２号厚生年金被保険者期間と合算して１年以上となる場合に限ります。）

（年金額）

本来水準額（Ａ）と従前保証額（Ｂ）を比較して高い方の年金額が支給されます。

（Ａ）本来水準額（（ⅰ）と（ⅱ）の合計額）

（ⅰ）平成15年3月以前　平均標準報酬月額（本年度再評価による水準）× 1.425/1,000（給付乗率）（注2）× 平成15年3月以前の旧国共済期間の月数

（ⅱ）平成15年4月以後　平均標準報酬額（注1）（本年度再評価による水準）× 1.096/1,000（給付乗率）（注2）× 平成15年4月以後の旧国共済期間の月数

（Ｂ）従前保証額（（ⅲ）と（ⅳ）の合計額）

（ⅲ）平成15年3月以前 平均標準報酬月額（平成６年水準）× 1.5/1,000（給付乗率）（注2）× 平成15年3月以前の旧国共済期間の月数 ×1.061（従前額改定率）（注3）（令和7年度）

（ⅳ）平成15年4月以後 平均標準報酬額（注1）（平成６年水準）× 1.154/1,000（給付乗率）（注2）× 平成15年4月以後の旧国共済期間の月数 ×1.061（従前額改定率）（注3）（令和7年度）

（注1）　平成27年9月以前の標準報酬月額及び標準期末手当等の額を基礎として計算した平均標準報酬額となります。

（注2）　旧国共済期間の月数が240月（20年）未満であるときの給付乗率は、１／２を乗じます。

（注3）　昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.063に読み替えます。

イ　６５歳までの間に支給される年金（昭和３６年４月１日以前に生まれた者が対象）

①　特別支給

公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の段階的な引き上げ（６１歳～６４歳）の対象者に対しては、それぞれの年金支給開始年齢から本来支給の年金が支給される６５歳に達するまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」及び「平成２７年９月までの共済組合員期間を有する者には特別支給の退職共済年金（経過的職域加算額）」が支給されます。

② 支給額

支給額は、それぞれ、本来支給の老齢厚生年金の報酬比例額及び退職共済年金（経過的職域加算額）と同額です。

なお、長期加入者特例（被保険者期間４４年以上）及び障害者特例（６５歳到達前に障害等級３級以上に該当することとなった場合）が適用される者には、「定額(※)」及び「加給年金額（対象者がいる場合のみ）」が加算されます。

（※）定額＝1,734円（昭和31年4月2日以後生まれの者）×第２号厚生年金の被保険者月数（480月を限度）

国家公務員に支給される年金とその支給開始年齢

（共）共済年金、(厚) 厚生年金、(国) 国民年金

〇昭和36年4月2日以後に生まれた者:本来支給開始年齢＝65歳

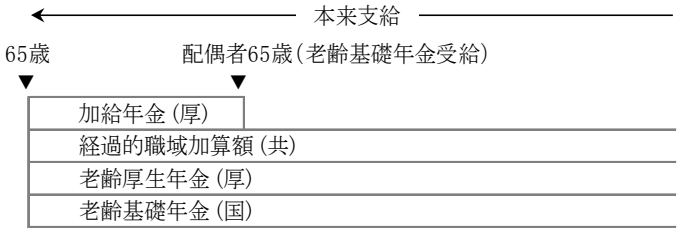

〇昭和34年4月2日～36年4月1日に生まれた者:特別支給開始＝64歳

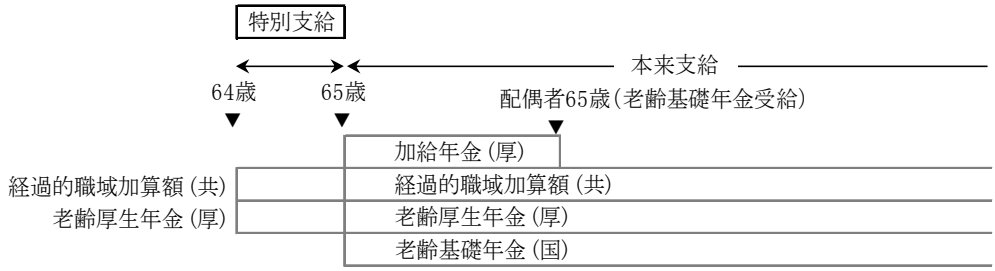

〇昭和32年4月2日～34年4月1日に生まれた者:特別支給開始＝63歳

〇昭和30年4月2日～32年4月1日に生まれた者:特別支給開始＝62歳

〇昭和28年4月2日～30年4月1日に生まれた者:特別支給開始＝61歳

（注） 平成27年10月1日以後において国家公務員としての在職期間がある者については、このほか原則65歳から退職等年金給付が支給される。

ウ　老齢厚生年金等の繰上げ支給

次の①から④までの要件を満たしている者が、特別支給の老齢厚生年金が支給される年齢に達する前に年金の繰上げ支給を請求したとき（請求により受給権発生）に繰上げ支給の老齢厚生年金等を受給することができます。ただし、加給年金額は、受給権者が６５歳に達するまでは加算されません。

① ６０歳に達していること
② 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が１０年以上あること
③ 被保険者期間（第２号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間を含む。）が１年以上あること（※）
※ 昭36.4.2以降に生まれた者には、この要件はありません。
④ 現に国民年金に任意加入していないこと

繰上げの請求を行った場合の年金額は、繰上げを請求した月数に応じて１月当たり、０．４％減額(注)された年金額となり、請求月の翌月から支給され、６５歳以後もこの減額された額が支給されることになります。この額は生涯変わりません。

この年金の請求は、他の種別に係る老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）、老齢基礎年金（国民年金）も同時に繰上げ請求を行う必要があります。
また、繰上げ支給の老齢基礎年金を請求すると、将来、事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金などの請求はできません。

（例）昭 40.4.2 以後に生まれた者が、６０歳０か月から繰上げ請求をした場合
（本来の支給開始年齢が６５歳のため、６０月まで繰上げ可能）
・老齢厚生年金　0.4％×60 月＝ **24％減額**
・退職共済年金（経過的職域加算額）0.4％×60 月＝ **24％減額**
・老齢基礎年金　0.4％×60 月＝ **24％減額**

（注）昭 37.4.1 以前に生まれた者が繰上げ請求した場合の減額率は０．５％です。

エ　老齢厚生年金等の繰下げ支給

本来支給の老齢厚生年金は６５歳に達した月の翌月から受給することとされていますが、本人の希望により、６５歳から受給せずに６６歳以降に受給を遅らせることによって、本来の受給額よりも割り増した老齢厚生年金を受給することができます（退職共済年金（経過的職域加算額）については、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰下げの申出を行うことができます。）。ただし、６５歳に達して本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して１年を経過した日（通常は６６歳に達する日）までの間に、当該年金を請求していないことが条件となります（繰下げ待機期間（年金を受給することができない期間））。
なお、特別支給の老齢厚生年金は、繰下げ受給することはできません。

繰下げの期間は、６６歳から７５歳(昭和27年4月1日以前に生まれた者は７０歳)までの間、月単位で設定することができます。

繰下げの申出を行った場合の年金額は、繰下げを行わなかった場合の年金額(注１)に対し、６５歳から繰り下げた期間の月数（最小１２月、最大１２０月（令和４年４月１日に６０月から改正））につき、１月当たり０．７％増額した年金額を生涯にわたり受給することができます。

（例）６６歳から受給　0.7％×　12 月＝　**8.4％増額**
　　７０歳から受給　0.7％×　60 月＝　**42.0％増額**
　　７５歳から受給　0.7％×120 月＝　**84.0％増額**

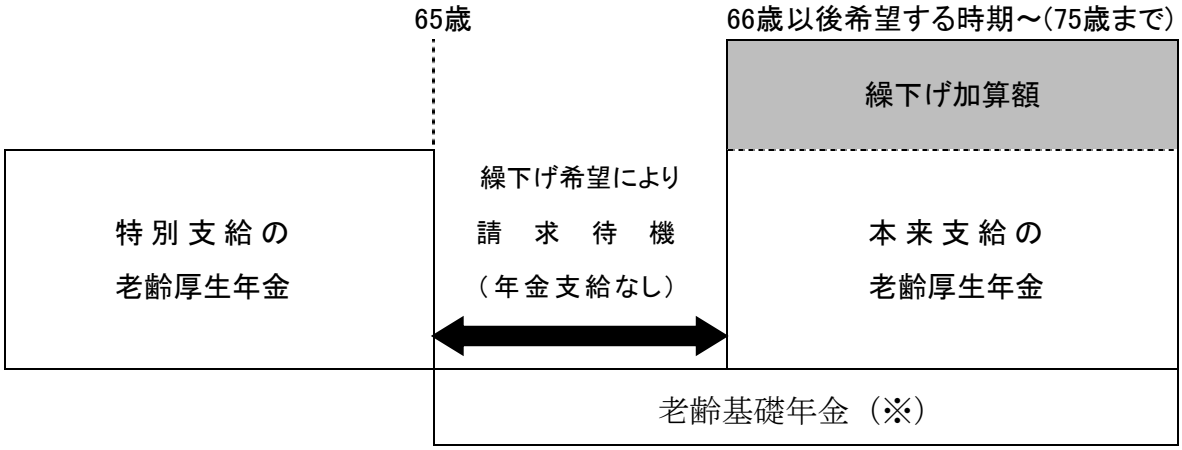

（注１）在職支給停止（下記オ参照）となった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて年金の一部又は全部が支給停止されることになります。６５歳以後繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険に加入している期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する額は繰下げ支給の割増しの対象とはなりません。

（注２）加給年金額は繰下げをしても増額されません。また、６５歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受けることはできません。

（※）老齢基礎年金についても、老齢厚生年金と同様に、支給繰下げ制度が設けられており、６６歳以後に繰り下げて受給（７５歳までの最大１２０月）することができ、繰り下げた期間の月数１月につき、０．７％の額が加算されます。

他の種別に係る老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）は同時に繰り下げる必要がありますが、老齢基礎年金はこれら（老齢厚生年金など）と一緒に繰り下げることも可能ですし、どちらか一方のみを繰り下げることも可能です。

なお、令和２年の年金制度改正法により、令和４年４月１日から公的年金の繰下

げ受給の上限年齢が７０歳から７５歳に引き上げられたことに伴い、消滅時効（５年間）に対応するための仕組みである本来受給選択時の「特例的な繰下げみなし増額」が令和５年４月１日から施行されました。この仕組みは、７０歳に達した日後に本来の老齢年金を請求する際に繰下げ申出を行わずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも、請求をした日の５年前に繰下げ申出をしたものとみなし、増額された年金を受給できるというものです。

オ　在職支給停止

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となって、「賃金＋年金」の月額が一定の金額（５１万円）を超えた場合、次の条件により、年金の一部又は全部が支給停止となります。

①　老齢厚生年金の支給停止

（計算前提）
年金の月額 ＝ （老齢厚生年金の額－加給年金額－経過的加算額）÷１２
賃金の月額 ＝ 当月の標準報酬月額＋当月以前１年間の標準賞与額÷１２

《（年金の月額＋賃金の月額）≦５１万円》
支給停止額はなく、全額支給
《（年金の月額＋賃金の月額）＞５１万円》
支給停止額 ＝ （年金の月額＋賃金の月額－５１万円）×１／２

②　退職共済年金（経過的職域加算額）の支給停止

第２号及び第３号厚生年金被保険者であるときは、その間、当該年金の支給が停止となります。それ以外の場合（他の種別の厚生年金被保険者である場合など）は、全額支給されます。

カ　２以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の取扱い

第２号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合の老齢厚生年金については、次のように取り扱われます。

①　報酬比例額の計算

種別ごとの厚生年金被保険者期間や標準報酬月額等に基づき年金額が計算され、種別ごとに老齢厚生年金（報酬比例額）が決定・支給されます。

②　加給年金額の加算

a　加給年金額は、種別ごとの老齢厚生年金の計算基礎となっている厚生年金被保者期間の月数を合算し、合計で２４０月以上ある者の年金に加算されます。

Ａ：第２号厚生年金被保険者期間	Ｂ：第１号厚生年金被保険者期間

Ａ＋Ｂ　≧　２４０月　→　加給年金額の加算に該当

b　前記 a の要件に該当した加給年金額については、基本的には、それぞれの年金額の計算の基礎となっている厚生年金被保険者期間が最も長い種別の年金に加算されます。

キ　老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との調整

６５歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために、公共職業安定所に求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

(7) 障害給付

ア　障害基礎年金

障害の程度が国民年金法施行令で定める障害等級１級又は２級のときに日本年金機構から支給されます。

年金額（令和７年４月分から）は、次のとおりです。

（昭和３１年４月２日以後生まれの者の額）

１級の場合　　１，０３９，６２５円

２級の場合　　８３１，７００円

なお、生計を維持している子がいる場合は、次の額が加算されます。

対　象　者	加給年金額（１人につき）	子　の　年　齢　要　件
２人目まで	239,300円	１８歳になった後の最初の３月３１日までの子、又は２０歳未満で障害等級１級又は２級の状態にある子
３人目以降	79,800円	

イ　障害厚生年金

第２号厚生年金被保険者又は被保険者であった者が、次の①から③までのいずれかの要件に該当し、かつ、保険料納付要件を満たしているときは、「障害厚生年金」が支給されます。

（注）　初診日の属する月の前々月までの直近１年間に国民年金の保険料未納期間があるとき等は、障害厚生年金が支給されない場合があります。

① 傷病に係る初診日において第２号厚生年金被保険者であった者が、当該傷病により障害認定日（初診日から１年６月を経過した日又はその前に症状が固定もしくは治癒したときはその日）に厚生年金保険法施行令で定める障害の程度が１級から３級の状態にあるとき

② 傷病に係る初診日に第２号厚生年金被保険者であり、かつ、障害認定日に３級以上の障害等級に該当しなかった者が、同一傷病により、その後６５歳に達する日の前日までの間に３級以上に該当し、請求したとき

③ 第２号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病と、それ以前から有していた他の障害とを併合して６５歳に達する日の前日までの間に２級以上の障害の状態になったとき

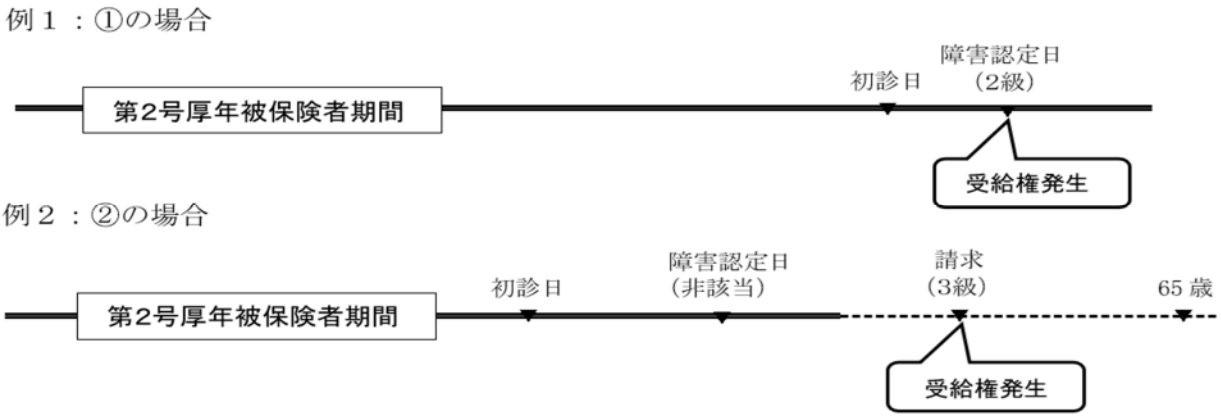

（年金額）

○　障害等級が１級の場合

年金額＝ 報酬比例額×１．２５（＋配偶者の加給年金額 239,300円※）

○　障害等級が２級の場合

年金額＝ 報酬比例額（＋配偶者の加給年金額 239,300円※）

○　障害等級が３級の場合

年金額＝ 報酬比例額（昭和31年4月2日以後生まれの者の最低保障額 623,800円）

※　配偶者の加給年金が支給停止要件に該当する場合（７４頁参照）には、加算されません。

報酬比例額の計算式は、老齢厚生年金と同様となりますが、被保険者期間月数は障害認定日の属する月までの期間で計算（障害認定日前の他の種別の被保険者期間も算入）されます。なお、被保険者期間が３００月未満の場合は、３００月とみなして計算されます。

また、初診日において第２号厚生年金被保険者であった者が、当該初診日から起算して５年を経過する日までの間に傷病が治癒した日において、政令に定める一定の障害（障害等級３級の障害よりやや程度の軽い障害）等の要件を満たしているときは、一時金として「障害手当金」（＝報酬比例額×２）が支給されます。

ウ　障害共済年金（経過的職域加算額）

イにより障害厚生年金が支給される場合で、平成２７年９月までに初診日がある障害の場合、障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

・　年金額の計算式は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同様です。ただし、被保険者期間月数は、障害認定日の属する月まで（障害認定日が平成２７年１０月１日以後であるときは平成２７年９月まで）の期間で計算されます。

・　平成２７年９月までの被保険者期間が３００月未満の場合には、３００月で計算されます。

・　障害の程度が障害等級１級のときは、年金額に１．２５を乗じた額となります。

【在職支給停止】

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間でも全額支給されます。ただし、第２号及び第３号厚生年金被保険者である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は全額が支給停止となります。

【公務調整】

公務等による障害共済年金（経過的職域加算額）については、別途国家公務員災害補償法等による障害補償年金等が支給される間は、当該年金のうち３００月に相当する部分の額の支給が停止されます。

(8) 遺族給付

ア　遺族基礎年金

遺族厚生年金が支給される場合（下記イ参照）で、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子（次のいずれかに該当する方)」には、遺族基礎年金が支給されます。なお、生計維持関係は、遺族厚生年金と同様です。

- 配偶者については、次の子と生計を同じくしている者
- 子については、１８歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にあるか、又は２０歳未満で障害等級１級又は２級に該当する障害状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない者

（昭和３１年４月２日以後生まれの者の額（令和７年４月～））

区　　分	A	B
配偶者が受ける遺族基礎年金 （ＡとＢを合算した額）	831,700 円 （子のある配偶者）	子１人　239,300 円 子２人　478,600 円 子３人以上 478,600 円に３人目からの子１人につき 79,800 円を加算
子が受ける遺族基礎年金 （子１人当たりの年金の額は、ＡとＢを合算した額を子の数で除した額）	831,700 円 （子１人目）	子１人　－ 子２人　239,300 円 子３人以上 239,300 円に３人目からの子１人につき 79,800 円を加算

※　Ａは老齢基礎年金の満額相当額で、金額は何れも定額。

イ　遺族厚生年金

（受給要件）

第２号厚生年金被保険者（在職中）又は老齢厚生年金等受給者が次の①から④のい

ずれかに該当したときは、その者の遺族に「遺族厚生年金」が支給されます。

ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の保険料未納期間があるとき等は、遺族厚生年金が支給されない場合があります。

①　２号厚生年金被保険者が死亡したとき
②　被保険者であった間に初診日がある傷病により、被保険者の資格を喪失した後、その初診日から５年以内に死亡したとき
③　障害厚生年金又は障害共済年金（１級、２級）の受給権者が死亡したとき

「短期要件」

④　保険料納付済期間等が２５年以上ある者又は保険料納付済期間等が２５年以上ある老齢厚生年金等の受給権者の方が死亡したとき

「長期要件」

（注１）短期要件と長期要件の両方に該当するとき（たとえば、保険料納付済期間等が25年以上の第２号厚生年金被保険者の方が死亡したときなど）は、遺族の方の申出がなければ「短期要件」に該当することとされています。

（注２）短期要件による遺族厚生年金の額の計算においては、300月みなしの保障措置があります。

（遺族の範囲と順位）

被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって「生計を維持していた者」（※）で、遺族厚生年金を受給できる遺族の順位は次のとおりです。

※　「生計を維持していた者」とは、生計を共にしていて、かつ、恒常的な年収が850万円未満（又は所得額が655万5千円未満）である者をいいます。

①　子のある配偶者
②　子（１８歳に達した日以後の最初の３月３１日までの間にあるか、又は２０歳未満で障害等級１級又は２級に該当し、かつ、現在婚姻していない者）（注１）
③　子のない配偶者（注２）
④　父母（５５歳以上の者）（注３）
⑤　孫（注４）
⑥　祖父母（５５歳以上の者）（注５）

（注１）　子のある妻又は子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注２）　子のない30歳未満の妻は、５年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は60歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます）。

（注３） 受給者が60歳に達するまでの間は、当該年金の支給が停止されます。また、配偶者又は子が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。
（注４） 配偶者、子又は父母が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。
（注５） 配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（年金額）

次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかの年金額になります。

（ア）受給権者が妻の場合

年金額 ＝ 報酬比例額（＋中高齢寡婦加算額(注)）

（イ）受給権者が妻以外の場合

年金額 ＝ 報酬比例額

（注）中高齢寡婦加算額

妻が遺族厚生年金を受給する場合で第２号厚生年金被保険者期間と他の種別の被保険者期間を合算して２４０月以上ある場合については、その妻が次のいずれかに該当するときは、４０歳から６５歳になるまで、年金額に中高齢寡婦加算額（623,800円）が加算されます。

・ 夫が亡くなったとき、４０歳以上６５歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻
・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が１８歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は２０歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき

・ 報酬比例額は、老齢厚生年金と同じ計算式により計算した額の３/４となります。
・ 「短期要件」に該当する場合、被保険者期間が３００月未満の場合は、３００月とみなして計算します。また、複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。
・ 受給者である妻が、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の支給を受けるときは、その間、中高齢寡婦加算額の支給が停止されます。

ウ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

遺族厚生年金が支給される場合で、平成２７年９月までの被保険者期間を有する者の遺族には、遺族共済年金（経過的職域加算額）が支給されます（平成２７年１０月以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合を除きます。）。

・　年金額は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同じ計算式により計算した額の３/４となります。ただし、公務外の傷病による死亡の場合、給付事由発生日（令和７年１０月１日以降）の区分に応じた割合を乗じます。

給付事由が生じた日（死亡日）	割合
令和 7年10月1日 ～ 令和 8年9月30日	29/30
令和 8年10月1日 ～ 令和 9年9月30日	28/30
令和 9年10月1日 ～ 令和10年9月30日	27/30
令和10年10月1日 ～ 令和11年9月30日	26/30
令和11年10月1日 ～ 令和12年9月30日	25/30
令和12年10月1日 ～ 令和13年9月30日	24/30
令和13年10月1日 ～ 令和14年9月30日	23/30
令和14年10月1日 ～ 令和15年9月30日	22/30
令和15年10月1日 ～ 令和16年9月30日	21/30
令和16年10月1日 以降	20/30

・　第２号厚生年金被保険者である間に死亡した場合で平成２７年９月までの期間が３００月未満の場合は、３００月とみなして計算します。

(9) 離婚等の場合の年金分割

ア　平成１９年４月以後に離婚等をした場合の年金額の分割

平成１９年４月以降に夫婦が離婚等をした場合に、当事者間の合意又は裁判手続により、分割請求すること及び請求する按分割合（最大50%）を定めたときには、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額（婚姻中の全ての種別の厚生年金被保険者期間に係る標準報総額）を比べて多い方から少ない方へ標準報酬月額等を分割することができます。分割の割合は夫婦の話合い又は裁判所の決定によります。

年金分割の請求は、原則、離婚等の日（※）の翌日から起算して２年以内に行わなくてはなりません。配偶者に分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に分割をされた被保険者本人が死亡しても、分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。なお、分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）で、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

また、再婚した場合、引き続きご自身の年金として受給することができます。

（※）　離婚等の日

①　離婚が成立した日

②　婚姻が取り消された日

③　事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）

《参考》　年金分割の例

（専業主婦世帯）

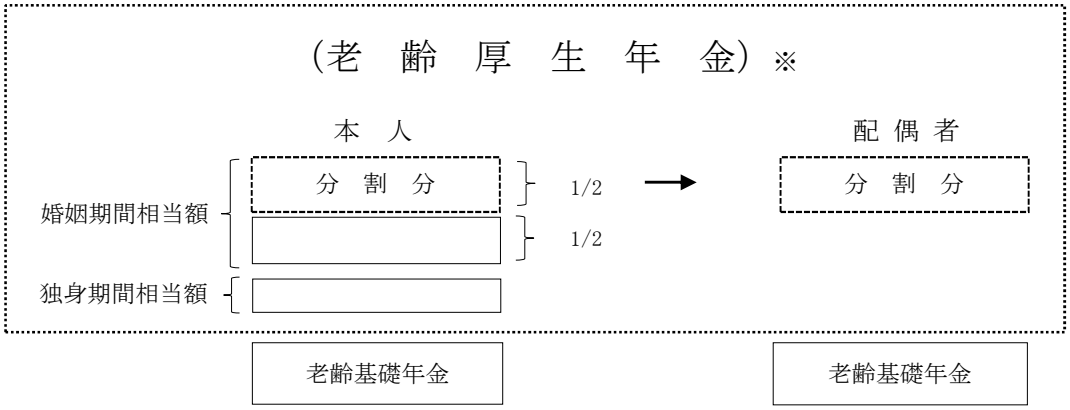

（共働き世帯）

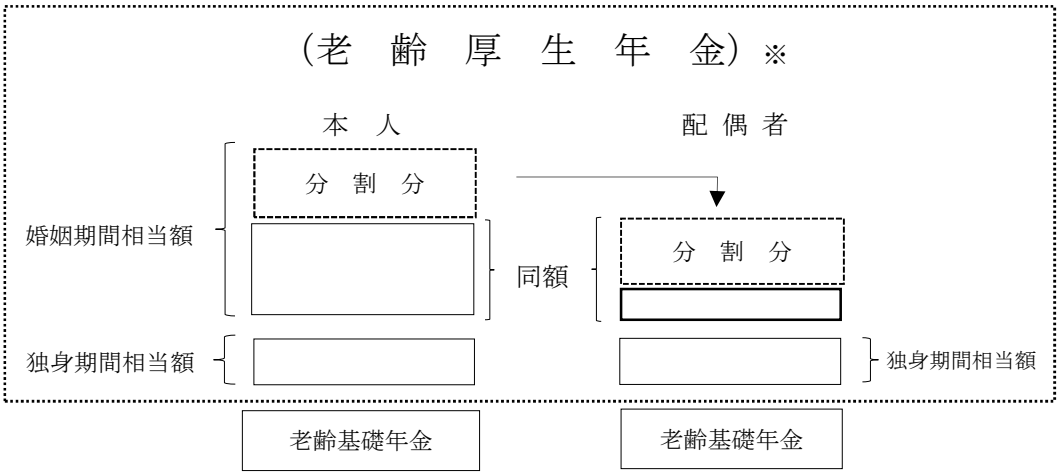

※　退職共済年金（経過的職域加算額）を含む。

イ　平成２０年４月からの国民年金の第３号被保険者期間の年金分割

平成２０年５月以降に離婚等が成立した場合、夫婦間の合意が得られない場合でも、厚生年金被保険者の被扶養配偶者の国民年金の第３号被保険者期間については、夫婦共同で掛金を負担したものとみなし、第３号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬月額等の２分の１が自動的に第３号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは第３号被保険者であった配偶者の平成２０年４月以後の第３号被保険者期間のみで、それ以外の期間についてはアと同様に夫婦の同意又は裁判所の決定が必要となります。分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割をされた被保険者本人が死亡しても分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合にも分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）で、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

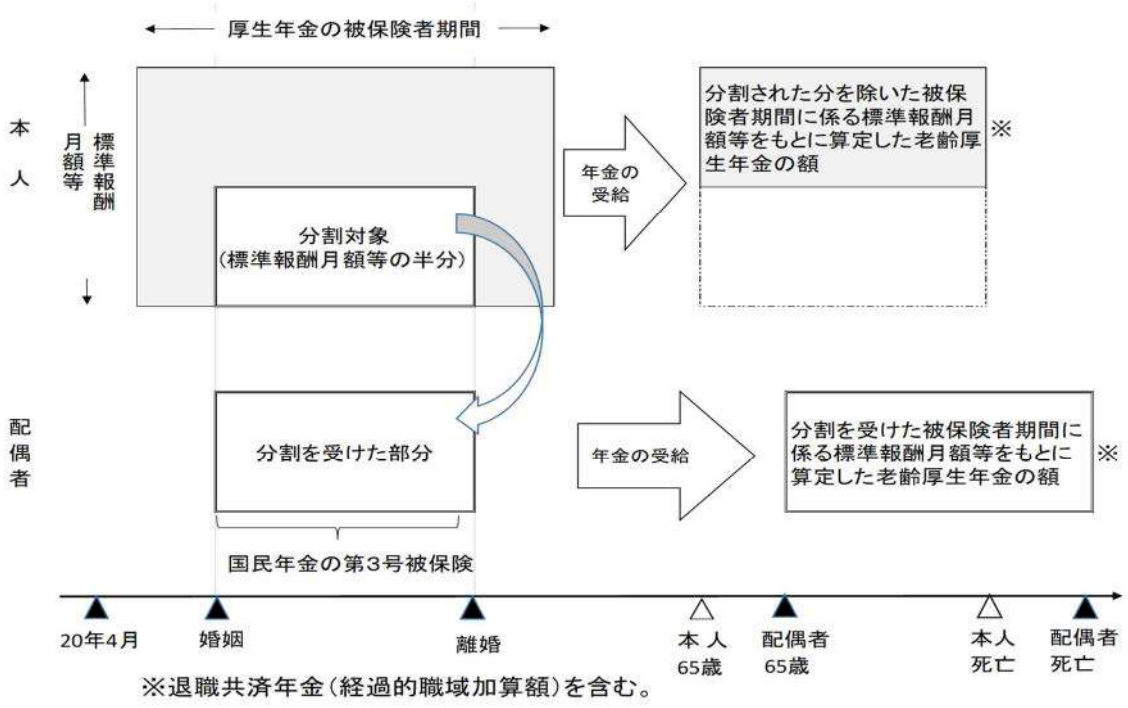

(10) ねんきん定期便

国家公務員共済組合連合会から通知される「ねんきん定期便」は、現在、国家公務員共済組合に加入している者又は直近に国家公務員共済組合に加入していた者などを対象として、原則として、毎年の誕生月の下旬に連合会から送付されます。

ア　３５歳、４５歳及び５９歳の方‥‥封書による通知

- これまでの年金加入期間
- 老齢厚生年金の見込額

  ５０歳以上の者‥‥現在の加入条件で６０歳到達後の３月まで加入したものと仮定した金額

  ５０歳未満の者‥‥これまでの加入実績に応じた額
- これまでの年金加入履歴
- これまでの厚生年金期間に係る各月別の標準報酬月額及び保険料納付額等の月別状況
- これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある者のみ）

イ　ア以外の方‥‥ハガキによる通知

- これまでの年金加入期間
- 老齢厚生年金の見込額

  ５０歳以上の者‥‥現在の加入条件で６０歳到達後の３月まで加入したものと仮定した金額

５０歳未満の者‥‥これまでの加入実績に応じた額

・　直近１年間の標準報酬月額及び保険料納付額等

・　これまでの保険料納付額（累計額）

（参考）ＫＫＲ年金スマートサービス

国家公務員共済組合連合会では、年金の受給年齢に達していない現在組合員及び元組合員（後に地方公務員共済組合員になった者を除く）を対象にインターネットを通じて第２号厚生年金被保険者期間、各月の標準報酬月額や標準期末手当等の額、ねんきん定期便、退職年金分掛金の払込実績通知書及び老齢厚生年金額試算等の年金情報を電子的に受け取ることができる「ＫＫＲ年金スマートサービス」を提供しています。詳しくは国家公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。（ＨＰアドレス:https://www.kkr.or.jp/nenkin/kkr-2.html）

３　退職等年金給付制度

平成２７年１０月の「被用者年金制度の一元化」により、国家公務員は、「厚生年金保険制度」の適用を受けることとなり、これにより「職域加算額」が廃止され、公的年金とは別に支給される年金として、新たに創設された「退職等年金給付制度」の適用を受けることとなりました。

退職等年金給付には組合員又は組合員であった者の退職による退職年金、公務上の障害を支給事由とする公務障害年金、公務上の死亡を支給事由とする公務遺族年金の３種類があります。

《 制度移行期間中の給付イメージ 》

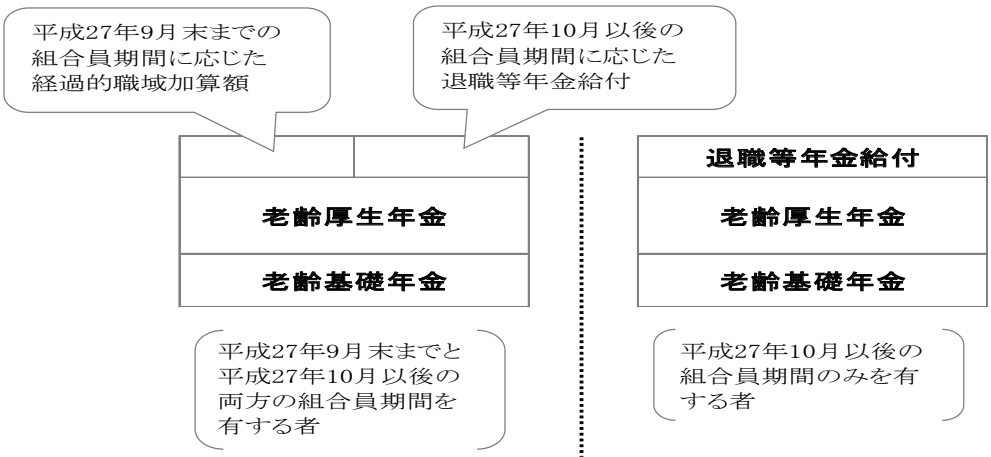

(1) 退職年金

平成２７年１０月以後の期間を有する国家公務員には、老齢厚生年金と併せて、原則６５歳から退職等年金給付制度による「退職年金」が支給され、平成２７年９月末ま

での期間を有する者については、退職共済年金として「経過的職域加算額」も支給されます。なお、当分の間の措置として、受給開始を６０歳以上６５歳に達する日の前日までの希望するときから繰り上げて受給することができます。ただし、この請求は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

また、６５歳を超え７５歳に達する日の前日までの間の希望するときから繰り下げて受給することもできます。この申出は、繰上げの受給の請求と同様、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

【受給要件】

次のすべての要件を満たしている場合に受給することになります。

- ６５歳以上であること
- 退職していること
- １年以上引き続く組合員期間を有していること

【退職年金の種類】

退職年金は、次の２種類に分類されます。

ア　終身退職年金

支給期間を終身とする年金

イ　有期退職年金

支給期間を２４０月とする年金（当該年金の給付事由が生じた日から６月以内に、退職年金の請求と同時に「支給期間を１２０月」とする短縮の申出を行うことが可能。退職年金の請求と同時に請求することで年金ではなく一時金としての受取りも可能。（下記の【年金等額】のウ参照。）

【年金等額】

退職年金は、年金の2分の1を「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として受給することとなります。年金等の額は、給付算定基礎額を基礎としてそれぞれ次のように計算されます。

給付算定基礎額＝（平成２７年１０月１日以後の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額×付与率）の累計額

＋

当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率により複利計算の方法で計算した利子の総額

ア　終身退職年金額

（当初決定時から９月３０日までの年金額）

終身退職年金額＝終身退職年金算定基礎額※1／受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率※2

※１　給付算定基礎額×１／２（組合員期間が１０年未満の時は１／４）
※２　毎年９月３０日までに、連合会の定款で定める率

（１０月１日以後の決定額）

終身退職年金額＝各年の１０月１日から翌年９月３０日までの間における終身退職年金算定基礎額※3／各年の１０月１日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率※3

※３　各年の９月３０日における終身退職年金額×同日における受給権者の年齢（各年の３月３１日における受給権者の年齢＋１歳）に対して適用される終身年金現価率※2

イ　有期退職年金額

（当初決定時から９月３０日までの年金額）

有期退職年金額＝有期退職年金算定基礎額※1／受給残月数※2に応じた有期年金現価率※3

※１　給付算定基礎額×１／２（組合員期間が１０年未満の時は１／４）
※２　「２４０月（短縮申出があった場合は１２０月）－ その年の９月分までの有期退職年金の支給済月数」により計算した受給残月数
※３　毎年９月３０日までに連合会の定款で定める率

（１０月１日以後の決定額）

有期退職年金額＝各年の１０月１日から翌年９月３０日までの間における有期退職年金算定基礎額※4／各年の１０月１日における受給残月数に応じた有期年金現価率

※４　各年の９月３０日における有期退職年金額×その年の１０月１日における受給残月数に応じて適用される有期年金現価率

ウ　有期退職一時金

「有期退職年金」の給付事由発生後６月以内に、受給権者が「退職年金」の請求と同時に請求した場合には、２０年（２４０月）又は１０年（１２０月）の支給期間の「有期退職年金」の受給に代えて、一時金を受給することができ

ます。なお、この一時金の請求を行った場合は、「有期退職年金」の受給権は消滅し、「有期退職年金」の受給もできません。また、他の給付が過払いとなっている場合における一時金での支給額の調整、掛金や厚生年金保険料の給付金からの控除などの取扱いについては、他の年金給付における取扱いと同様です。

（計算式）

一時金額　＝　給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

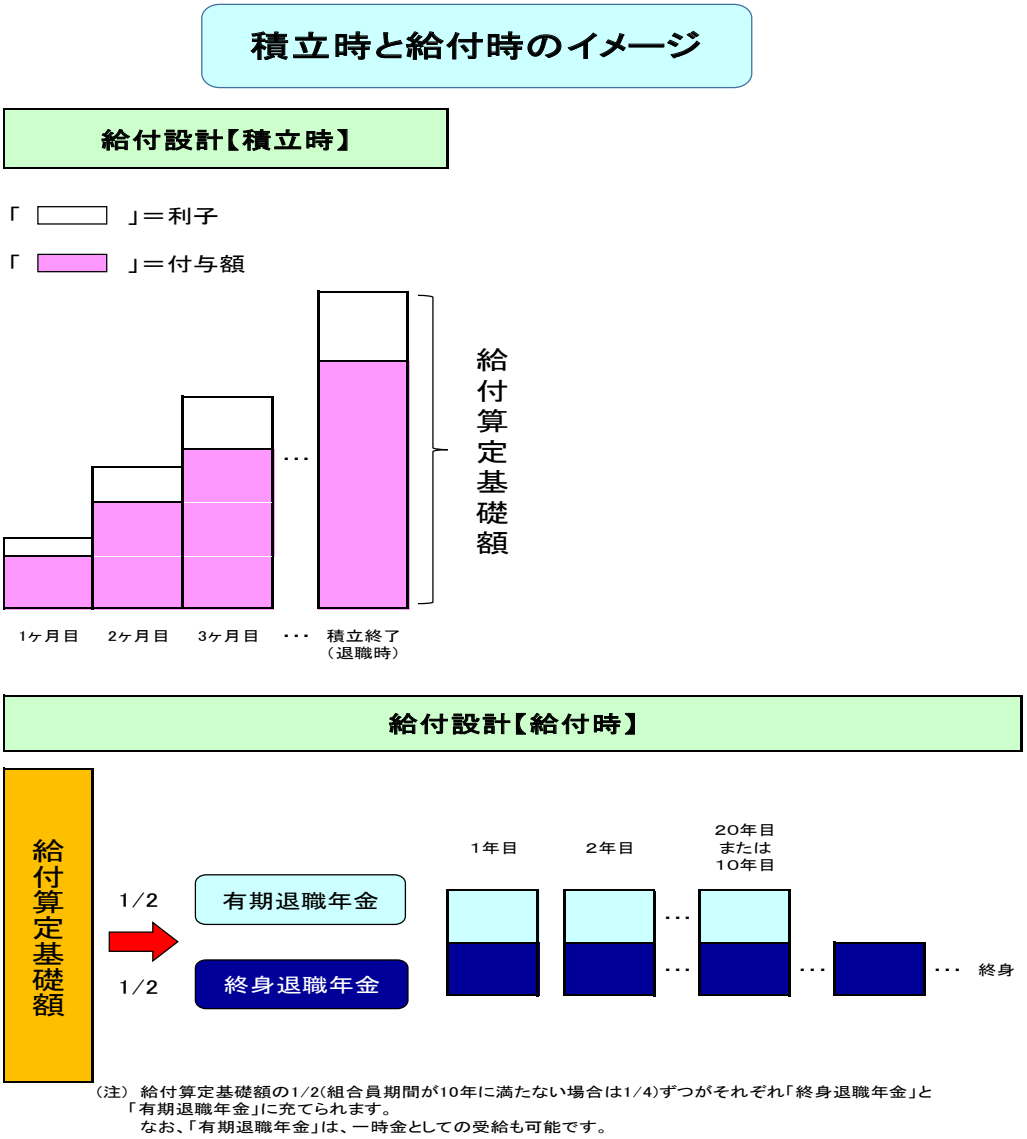

(2) 公務障害年金

次の全ての要件を満たしている場合に「公務障害年金」を受給することとなり、受給権を有する者の請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

・　公務により病気にかかり、又は負傷した方であること

・　その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）についての初診日（※１）において組合員であること
・　障害認定日（※２）においてその公務傷病により、障害等級１級から３級まで（※３）に該当する障害状態であること

なお、通勤災害は対象となりません。

※１　該当する病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいい、平成２７年１０月１日以降に限る。
　なお、平成２７年１０月１日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病を含みます）については、別途、経過措置で支給される職域部分（３階部分）の対象となる。
※２　次に掲げる日のいずれかの日をいう。
・　初診日から起算して１年６か月を経過した日
・　初診日から起算して１年６か月を経過するまでにその公務傷病が治ったときは、その治った日
・　初診日から起算して１年６か月を経過するまでにその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その状態に至った日
※３　厚生年金保険法における障害等級と同じです。

⑶ 公務遺族年金

次のいずれかに該当したときにその遺族（※１）が「公務遺族年金」を受給することとなり、受給権を有する者の請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

・　組合員が公務による病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）により死亡したとき
・　組合員が退職後、組合員期間中の初診日（※２）がある公務傷病により、初診日から５年以内に死亡したとき（１年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が２５年以上ある者の場合は、組合員が退職後、組合員期間中の初診日がある公務傷病により死亡したとき）
・　１級又は２級の「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき（１年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が２５年以上ある者の場合は、「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき）

なお、通勤災害は対象となりません。

※１　遺族の範囲および要件は遺族厚生年金に係る遺族と同様になりますが、例外として、職務内容の特殊な職員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において一定の職務を遂行し、そのため公務上死亡した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子および父母は、遺族厚生年金の遺族の要件に当てはまらな

くても、遺族に該当するものとして扱われます。
　なお、この場合、夫および父母に関しては「死亡時５５歳以上」の要件も必要がなく、また、１・２級の障害状態にある子および孫については２０歳になっても失権しません。

※２　該当する病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。また、初診日がない場合には、該当する傷病の発した日をいいます。なお、いずれの日（これらの日が、平成２７年１０月１日前である場合については、別途、経過措置で支給される職域部分（３階部分）の対象となります）であっても平成２７年１０月１日以降である必要があります。

４　公的年金等に係る税金

厚生年金、国民年金などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として、年金支給の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を受けます（障害年金、遺族年金は非課税）。公的年金等に係る所得税には各種の所得控除がありますが、公的年金等の源泉徴収において人的控除（配偶者控除、扶養控除などに相当する控除）の適用を受ける場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年、国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続が必要となります。ただし、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無にかかわらず、ご本人の基礎的控除は適用されます。退職後、企業等に就職し、その勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合は、国家公務員共済組合連合会への「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は必要ありませんが、確定申告を行う場合は、確定申告において給与収入と年金収入の合計額に対して税金の精算が行われます。

源泉徴収の対象となる年金については、令和７年度税制改正により見直しが行われ、その年中に受ける支給額が６５歳未満の者については１５５万円以上、６５歳以上の者については２０５万円（老齢基礎年金の受給対象である者は１２７万円）以上のときです。

なお、平成２７年１０月以後の共済組合員期間を対象とした「退職等年金給付」の退職年金を受けられる者が、有期退職年金を「一時金」で受給することを選択したときには、「退職所得」として課税の対象となります。

【源泉徴収税額の計算式（定期支給期月毎）】

源泉徴収税額 ＝（定期支給期月の支給金額－控除額※）× 5.105%（復興特別所得税を含む）

※　控除額　＝（ア 基礎的控除額（月額）＋ イ 人的控除額（月額））×その支払の計算の基礎となった期間の月数

（注）　老齢基礎年金の受給の権利がある（繰下げ期間中を含む。）ときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から 47,500 円（調整控除額の月額）が減額されます。

ア　基礎的控除額（月額）

令和７年分の基礎的控除額は、令和７年 12 月の年金支払時に税制改正後の基礎的控除額を用いて計算した１年分の税額と既に源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合には、その差額を還付します。

受　給　者	基 礎 的 控 除 額（月額）※ 令和７年11月までの年金支払時
６５歳未満の場合	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋65,000円 （計算した金額が90,000円未満のときには　90,000円）
６５歳以上の場合	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋65,000円 （計算した金額が135,000円未満のときには　135,000円）

受　給　者	基 礎 的 控 除 額（月額）※ 令和７年12月の精算時
６５歳未満の場合	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋100,000円 （計算した金額が125,000円未満のときには　125,000円）
６５歳以上の場合	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋100,000円 （計算した金額が165,000円未満のときには　165,000円）

令和８年分の基礎的控除額は、下表のとおりです。

受給者	年金額	基 礎 的 控 除 額（月額）※ 令和８年分
６５歳未満の場合	213万円以下	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋105,000円 （計算した金額が130,000円未満のときには　130,000円）
	213万円超	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋100,000円 （計算した金額が125,000円未満のときには　125,000円）
６５歳以上の場合	242万円以下※1	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋105,000円 （計算した金額が175,000円未満のときには　175,000円）
	242万円超※2	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋100,000円 （計算した金額が165,000円未満のときには　165,000円）

※1　老齢基礎年金の受給対象の方は163万円以下

※2　老齢基礎年金の受給対象の方は163万円超

令和９年分の基礎的控除額は、下表のとおりです。

受給者	年金額	基 礎 的 控 除 額（月額）※ 令和９年分
６５歳未満の場合	213万円以下	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋105,000円 （計算した金額が130,000円未満のときには 130,000円）
	213万円超	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋75,000円 （計算した金額が100,000円未満のときには 100,000円）
６５歳以上の場合	242万円以下※1	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋105,000円 （計算した金額が175,000円未満のときには 175,000円）
	242万円超※2	定期支給期月の支給金額の月割額 × 25/100 ＋75,000円 （計算した金額が140,000円未満のときには 140,000円）

※1　老齢基礎年金の受給対象の方は163万円以下

※2　老齢基礎年金の受給対象の方は163万円超

イ　人的控除額（月額：①から⑤により求めた金額の合計額）

区　　分	内　　容		人 的 控 除 額
受給者本人に係るもの	① 障害者に該当する場合	一般の障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦又はひとり親に該当する場合	寡婦 ひとり親	22,500円 30,000円
配偶者及び扶養親族に係るもの	③ 源泉控除対象配偶者がいる場合	一般の源泉控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（70歳以上）	32,500円 40,000円
	④ 控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象親族 特定扶養親族 老人扶養親族（70歳以上）	1人につき 32,500円 〃 52,500円 〃 40,000円
	⑤ 同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合	一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

（注）・　「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている者をいいます。

・　「特別障害者」とは、障害者のうち心身に重度の障害がある者をいいます。

・　「控除対象配偶者」とは、合計所得金額が９００万円以下の受給者と生計を一にしている、合計所得金額が９５万円以下の配偶者をいいます。

・　「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、１６歳以上の者をいいます（年齢３０歳以上７０歳未満の非居住者については、一定の要件に該当する者に限ります。）。

・　「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、１９歳以上２３歳未満

の者をいいます。

・　「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族で合計所得金額が５８万円超１２３万円以下の人をいいます。

なお、源泉控除対象親族となるのは、合計所得金額が８５万円以下の方となります。

【住民税】

住民税（道府県民税、市町村民税（東京都の場合は、都民税、特別区民税（２３区）もしくは市町村民税））は、前年の所得を基に課税されることになっていますが、所得税と異なり基本的に源泉徴収はされません。

一定額以上の公的年金等を受給している場合（単身者の場合６５歳未満１０５万円超、６５歳以上１５５万円超（お住まいの市区町村によって異なります））には、普通徴収又は特別徴収(※)のいずれかの方法によって住民税を納税することになります。

この場合、その年の公的年金等の金額から受給者の年齢や公的年金等の金額に応じて、次表（「所得税・住民税に係る公的年金等控除額」）に掲げる控除額及び該当する所得控除の金額を差し引いた残りの金額が雑所得として課税されることとなります。

（所得割額）

所得割額の税率：道府県民税４％、市町村民税６％

（注）指定都市に住所を有する場合、道府県民税２％、市町村民税８％

（均等割額）

一人当たりの均等割額：道府県民税１，０００円、市町村民税３，０００円、
森林環境税１，０００円

※　住民税の徴収方法

６５歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により市区町村から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落として、これを翌月の１０日までに市区町村に納入することになっています。これを公的年金からの特別徴収といいます。

公的年金からの特別徴収は、年６回（偶数月）の公的年金の支払の際に行われ、４月、６月及び８月には、前年度分の税額の６分の１ずつが、１０月、１２月及び翌月２月には、その年度の住民税額から４月～８月に徴収された額を差し引いた残りの税額の３分の１ずつが徴収されます。

また、特別徴収の対象とならない場合は、普通徴収の対象となり、確定申告等の

結果に基づいて、毎年６月頃に住所のある市区町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納付することとなります。

【所得税・住民税に係る公的年金等控除額】

受給者の区分	その年の公的年金等の金額（A）	控　　除　　額
６５歳未満の場合	130 万円以下	60 万円
	130 万円超　　410 万円以下	(A)×25%＋ 27 万５千円
	410 万円超　　770 万円以下	(A)×15%＋ 68 万５千円
	770 万円超　1,000 万円以下	(A)× 5%＋145 万５千円
	1,000 万円超	195 万５千円
６５歳以上の場合	330 万円以下	110 万円
	330 万円超　　410 万円以下	(A)×25%＋ 27 万５千円
	410 万円超　　770 万円以下	(A)×15%＋ 68 万５千円
	770 万円超　1,000 万円以下	(A)× 5%＋145 万５千円
	1,000 万円超	195 万５千円

（注）公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合の表です。

なお、住民税の額は市区町村ごとに決定していますので、詳細については、住所のある市区町村の担当窓口に照会してください。

【確定申告】

所得が源泉徴収されている年金のみの場合で、その収入金額が400万円以下のときは、確定申告をする必要はありませんが、３月まで給与収入があり、４月に定年退職して、その後再就職をせずに老齢厚生年金を受給した場合など、その年に年金以外に給与所得など他の所得がある場合には、確定申告が必要な場合があります。

なお、所得が年金のみの場合など確定申告をする必要がないときでも、社会保険料や生命保険料を支払ったなどの理由により、源泉徴収された所得税額の１年間の合計額の方が、その年１年間の所得について計算した所得税額よりも多い場合には、確定申告により所得税額の還付を受けることができます。

５　年金の請求手続と支給時期

(1) 請求手続

年金の受給要件を満たすと年金を受ける権利が生じますが、実際に年金を受けるためには、請求手続が必要になります。

ア　公的年金

① 老齢基礎年金

公的年金制度の加入経歴が国家公務員共済組合のみの場合、下記②で説明する「老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額））決定請求書」と併せて「老齢基礎年金請求書」が送られてきますので、必要事項を記入のうえ、支給開始年齢到達後に提出してください（国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合には日本年金機構から「老齢基礎年金請求書」が送付されます。）。

② 老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）

老齢厚生年金の受給権が発生する時期の直近に加入していた被保険者の種別に応じた実施機関から、その受給権が発生する３か月前に、「老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域加算額））決定請求書」が送られてきます。例えば、受給権が発生する時期の直近に国家公務員共済組合の組合員であった方であれば、国家公務員共済組合連合会から送られてきますので、必要事項を記入し、支給開始年齢到達後に提出してください。

なお、特別支給の老齢厚生年金を既に受給している方については、６５歳になると特別支給の老齢厚生年金を受ける権利は消滅します。６５歳に達する受給資格のある方に対しては、支給開始年齢到達の２か月前に、国家公務員共済組合連合会から、ハガキ様式の年金決定請求書が送られてきますので、年金を請求する場合には、６５歳に達する月の前月２０日前後までに提出してください。

③ 年金の請求先

２以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合（第２号厚生年金被保険者期間以外に他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合）のほか、年金の繰上げ請求や繰下げ請求についても、日本年金機構の年金事務所や国家公務員共済組合連合会等の希望するいずれかの実施機関で請求を行うことが可能となっています。国家公務員共済組合以外の加入経歴がある場合の老齢基礎年金の請求先は日本年金機構になります。

なお、請求先がひとつになっても、老齢基礎年金額の決定と支給は日本年金機構が、老齢厚生年金額の決定と支給は実施機関ごとに行います。国家公務員共済組合の加入期間に係る老齢厚生年金額の決定と支給は、国家公務員共済組合連合会が

行うことになります。

イ　退職等年金給付制度による「退職年金」

請求手続に必要な請求書については、退職又は６５歳到達月のいずれか遅い時期に国家公務員共済組合連合会から送付されてきます。

ウ　各種の届出

年金を継続して受給するためには、毎年届出が必要になるものや一身上に異動があったときなどに、その都度、届出が必要になるものがあります。

毎年届出が必要な用紙や案内は、国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、その他の場合は、所定の用紙を使用して届出を行うことになります。

用紙等は、国家公務員共済組合連合会のホームページ（https://www.kkr.or.jp/）からダウンロードするか、電話で取り寄せることもできます。

(2) 支給時期

ア　年金の支給の始期及び終期

年金はその給付事由の生じた日の属する月の翌月分（誕生日の前日が属する月の翌月分）から支給され、その事由がなくなった日の属する月までの分が月計算で支給されます。

例えば、４月１日が誕生日の方は４月分から支給され、４月２日が誕生日の方は５月分から支給されます。

イ　年金の支給回数及び支給時期

年金は年６回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分と前月分の２か月分が支払われます。支給日は、１５日（土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日に繰上げ）で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	２月	４月	６月	８月	10月	12月
支払われる年金	前年12月分 １月分	２月分 ３月分	４月分 ５月分	６月分 ７月分	８月分 ９月分	10月分 11月分

６　定年後の社会保険制度

退職後は、働くか働かないか、働く場合はその働き方（被用者か自営か）、被用者の場合はその就労先（国か民間か）及び就労形態（フルタイムか短時間か）によって、それぞれに対応する社会保険制度に加入することになります。

(1) 年金

ア　厚生年金

退職後に民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業が健康保険適用事業所であり、フルタイム勤務の所定労働時間及び所定労働日数の４分の３（以下「４分の３基準」といいます。）以上勤務をする者は厚生年金保険に加入することになります（平成２８年１０月から）。加入手続は事業所側で行います。再任用短時間勤務職員になった場合にも同様に４分の３基準に該当する場合、厚生年金保険に加入することになります。なお、４分の３基準を満たさない場合であっても、次の４要件の全てを満たす職員についても、厚生年金保険に加入することになります。

①　１週間の所定労働時間が２０時間以上であること

②　月額賃金が８．８万円以上（年収１０６万円以上）であること

③　学生でないこと

④　特定適用事業所（従業員数が５１人以上の企業（令和６年１０月から）、国・地方公共団体の機関は規模に関係なく該当）又は任意適用事業所（被保険者の同意に基づく事業主の申し出により、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となった事業所）に勤めていること

イ　国民年金

６０歳前に退職した後、どこにも再就職しない場合や自営業を営む場合、本人及び６０歳未満の被扶養配偶者で､厚生年金保険に加入していない者は､６０歳まで、国民年金の第１号被保険者となります。居住する市区町村の年金担当課や、お近くの年金事務所で、配偶者の分と合わせて、ご自身で手続きをしてください。

また、６０歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、４０年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、６０歳以降でも国民年金に任意加入することができます。

(2) 医療保険

医療保険は、国民皆保険制度となりますので、退職後もいずれかの医療保険に加入することになります。なお、加入手続が必要のため、期限内に済ませてください。

退職後、健康保険適用事業所に４分の３基準以上の勤務で再就職する場合は、勤務先事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用外事業所の場合や４分の３基準未満の再任用短時間勤務職員で前記(1)アの５要件を満たさない場合、あるいは、どこにも再就職しない場合は、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じ。）となるかを選択することになります（次表参照）。

【国家公務員への暫定再任用、定年前再任用短時間勤務の場合】

<table>
<tr><td rowspan="4">再任用</td><td>フルタイム</td><td></td><td>共済組合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">短時間</td><td>勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上</td><td rowspan="2">共済組合
（令和４年９月以前は健康保険）</td></tr>
<tr><td>勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で前記(1)アの５要件を満たす職員</td></tr>
<tr><td>それ以外の職員</td><td>国民健康保険
又は
共済任意継続組合員（注）</td></tr>
</table>

【民間企業等への再就職の場合】

<table>
<tr><td rowspan="3">健康保険の適用事業所である場合</td><td>フルタイム</td><td></td><td>共済組合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短時間</td><td>勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4以上</td><td rowspan="2">共済組合
（令和４年９月以前は健康保険）</td></tr>
<tr><td>勤務時間・勤務日数がフルタイムの3/4未満で前記(1)アの５要件を満たす職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康保険の適用事業所でない場合</td><td>それ以外の職員</td><td rowspan="2">国民健康保険
又は
共済任意継続組合員（注）</td></tr>
</table>

【自営業又は再就職しない場合】

国民健康保険又は共済任意継続組合員（注）

（注）　上記の例で、「国民健康保険又は共済任意継続組合員」に該当する場合でも、収入が一定額以下であるなどの条件を満たせば、子等の被扶養者になることもできます。

ア　健康保険

加　入：　再就職先が健康保険の適用事業所の場合は、「組合管掌健康保険（組合健保）」又は「全国健康保険協会（協会けんぽ）」に加入することになります。それぞれ各組合又は管轄の年金事務所で加入の手続きをする必要がありますが、手続きは事業所側で行います。

保険料：　組合健保の保険料は、各組合が定める保険料となります。

協会けんぽの保険料は、各都道府県別に定める額（令和７年度保険料額表（令和７年３月分から）（全国健康保険協会ＨＰ）：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/）を、事業主と被保険者が半分ずつ負担することとなっています。

この他に、介護保険の第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満、１０８頁（３）参照）の方は、介護保険の保険料も併せて納付することとされています。健保組合の場合には、各組合が定める保険料となります。協会けんぽの保険料率は１．５９％（全国一律）で、給与月額（標準報酬月額）と賞与の額（標準賞与額）にこの率を乗じて得た額を、事業主と被保険者で半分ずつ負担することになります。

医療費の一部負担金：

入院、外来とも７０歳未満の者は医療費の３割（義務教育就学前の被扶養者については２割）が自己負担になります。

なお、７０歳から７４歳までの被保険者や被扶養者は、標準報酬月額が２８万円未満の場合は、医療費の自己負担額が２割となります。マイナ保険証をご利用の場合は、高齢受給者証等の提示をする必要はなく、当該自己負担額が適用されます。マイナ保険証を保有していない場合は、加入している健康保険から、負担割合等が記載された資格確認書又は高齢受給者証が交付され、医療機関等の窓口でこれらを提示すると、当該自己負担額が適用されます。

イ　国民健康保険

加　入：　退職日の翌日から１４日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続きが遅れると保険給付が一時差し止められたり、延滞金の支払いを求められたりすることがありますので注意が必要です。

保険料：　各市区町村により異なります（基本額、前年所得による額又は前年の住民税額による額、世帯人員等による額等により算出）。また、前記ア

と同様、介護保険の第２号被保険者の方は、介護保険の保険料も納付することになります。

医療費の一部負担金：

入院､外来とも７０歳未満の者は医療費の３割が自己負担になります。７０歳から７４歳までの被保険者は、２割（現役並み所得者の場合は３割）が自己負担になります。

７５歳（一定の障害と認定された場合は６５歳から）になると後期高齢者医療制度の被保険者となり、新たに後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」がお住まいの市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合から交付され、医療費の自己負担割合は、一定以上の所得がある者は２割（一般所得者等の場合：１割、現役並み所得者の場合：３割）となります。

（注１）　一定以上の所得がある者：課税所得が２８万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合２００万円以上、複数世帯の場合合計３２０万円以上の人

（注２）　現役並み所得者：世帯に課税所得が１４５万円以上の人がいる、かつ、高齢者複数世帯の収入の合計が５２０万円以上（高齢者単身世帯の場合は３８３万円以上）の人

ウ　共済組合の任意継続組合員制度

加　入：　退職日の前日まで継続して1年以上組合員であった者は、２年間を限度として任意継続組合員になることができ、引き続き短期給付（一定の給付等を除く）および福祉事業を利用することができます。

任意継続組合員となることを希望する者は、退職した日から２０日以内に「任意継続組合員となるための申出書」及び「被扶養者申告書」を退職時に所属していた共済組合に提出します。

掛　金：　任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主（国）負担分も本人が負担して納付することになります。

①　任意継続組合員の掛金

掛金は、次の計算式により任意継続掛け金の月額が決定されます。

標準報酬月額 ×（短期共済掛金率＋福祉掛金率（＋介護掛金率））

標準報酬月額は、(1)退職時の標準報酬月額と(2)前年の９月３０日現在の所属共済組合の全組合員の平均標準報酬月額のうち、いずれか低い額になります。

任意継続組合員は、いわゆる事業者負担分（国等の負担金分）も併せて納付することになるため、掛金額は現役時の約２倍になります。

なお、掛金は、任意継続組合員となった日の属する月から納付することになります。

② 掛金の前納

掛金をまとめて前納する場合には、本来の掛金額を年4.0％の利率による複利現価法による率によって行われます（例：１２月分の前納の場合、11.748502を毎月の掛金額に乗じて得た額。）。

なお、前納一括払いをする場合には、退職年度内の各共済組合が指定する日までに掛金を払い込む必要があります。

【国民健康保険の被保険者と共済組合の任意継続組合員との保険料の比較】

国民健康保険の保険料は、前年の所得に所得割税率をかけて計算されます。そのため、退職直後の１年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることにより、一般的に、共済組合の任意継続組合員となった場合の保険料よりも高くなる傾向があります。

２年目は、就業の有無、就業の形態（例えば、週２０時間未満の定年前再任用短時間勤務・短時間暫定再任用や再就職先での勤務形態など）によりますが、収入が減少した場合には、１年目の保険料が維持される共済組合の任意継続より、減少した収入により再計算される国民健康保険の保険料の方が低くなることもあります。保険料は市区町村によって異なります。

なお、１年目は共済組合の任意継続組合員となり、２年目は国民健康保険に加入することは可能です。

ただし、定年の段階的引上げに伴う役職定年等により退職前の収入が下降局面に入っている場合には、一概に比較することが難しいケースも生じますので、退職前（共済組合員資格喪失前）に、所属の共済組合及び住所のある市区町村の担当窓口に照会して確認し、事前に検討・準備を進めておいてください。

エ　子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、再就職をしないで、健康保険、国民健康保険、共済組合の任意継続組合員の被保険者にならず、子等の家族に扶養される場合は、当該家族が加入している保険制度の被扶養者になることになります。

社会保険上で同居している子の扶養となるためには、６０歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者の場合は年収１８０万円未満で、

親の年収が子（被保険者）の２分の１未満であれば対象となります。それ以外の者については年収１３０万円未満で、その年収が子（被保険者）の２分の１未満であれば対象となります。また、別居している場合は、親の収入が子（被保険者）からの仕送り額より少ない場合という制限があります。

なお、社会保険上の扶養には年齢制限があり、７５歳以上の者は子の扶養家族になることができません（７５歳以上になると後期高齢者医療制度に加入することになり、扶養する人とは異なる公的医療保険制度の被保険者となるため）。

オ　後期高齢者医療制度

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成２０年４月から始まった制度です。高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若者世代の負担の明確化等を図る観点から、７５歳（一定の障害と認定された場合は６５歳から）になると後期高齢者医療制度の被保険者となり、新たに後期高齢者医療制度の「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」がお住まいの市区町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から交付され、医療費の自己負担割合は、一般的な所得者の場合は１割（一定以上の所得がある場合：２割、現役並みの所得者の場合：３割）となります。これまでに加入していた医療保険（国民健康保険、被用者保険）から脱退して、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

①　運営主体

都道府県ごとに全ての市区町村が加入する広域連合

②　被保険者

広域連合の区域内に住所を有する７５歳以上の者

６５歳から７４歳の人で広域連合から障害認定を受けた者

③　被保険者資格の取得

資格取得日は、７５歳の誕生日

障害認定の場合は、保険者が障害認定した日

④　資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付

被保険者へ１人１枚

⑤　保険料

保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、保険料の徴収は、被保険者の年金支給額から特別徴収（天引き）されますが、手続きをすれば口座振替によることも可能です。

令和７年度の保険料は、全国平均で年額86,306円（月額7,192円、最低：秋田県4,488円～最高：東京都9,378円）。

なお、７５歳以上の後期高齢者における保険料負担の年間上限額は、令和６年

度に前年の６６万円から７３万円に、令和７年度からは８０万円にと段階的に引き上げられます。

⑥　医療費の自己負担割合

一般所得者：入院、外来とも、原則医療費の１割

一定以上所得のある者（前記イ（注１）参照）：２割

現役並み所得者（前記イ（注２）参照）：３割

(3) 介護保険

介護保険は、高齢化が進むことにより生じる心身の変化に起因する疾病等によって「要介護状態」又は「要支援状態」にある人が日常生活を営むことができるように必要な介護サービスが受けられる公的社会保険で、４０歳以上の人を対象者（被保険者）とし、市区町村が保険者として運営する強制加入の地域保険です。被保険者は、６５歳以上の「第１号被保険者」と、４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者である「第２号被保険者」に分けられています。

ア　保険料

第１号被保険者の保険料は､市区町村毎に３年に１回条例で定められる基準額(参考：第９期(2024～2026)の基準額（月額）の全国平均6,225円）を基に、本人や世帯の所得などにより段階的（標準13段階：基準額×0.455～2.4）に設定されており、原則として、年金支給額から徴収されます。

また、第２号被保険者の保険料（協会けんぽ1.59％（令和７年度）、共済短期組合員は共済組合が定める率、令和７年度の第２号被保険者の介護保険料平均額（見込額）：6,202円／月）は医療保険の保険料と一体的に徴収されます（１０４頁(2)ア参照）。

イ　介護サービスの利用

介護サービスが利用できるのは、

・　第１号被保険者の場合は、寝たきりや認知症などにより日常生活で常時介護を必要とする「要介護状態」又は家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする「要支援状態」にある６５歳以上の者

・　第２号被保険者の場合は、初老期における認知症、脳血管疾患等加齢に伴う１６種類の疾病（特定疾病）により「要介護状態」又は「要支援状態」にある４０歳以上６５歳未満の者

であり、申請により「要介護」又は「要支援」の認定を受ける必要があります。

ウ　自己負担割合

介護サービスを受けるときの利用者の負担割合は、第１号被保険者が１～３割(本人の合計所得金額が１６０万円未満の場合：１割、１６０万円以上２２０万円未満の場合：世帯収入に応じて１割又は２割、２２０万円以上の場合：世帯収入に応じて１割～３割）、第２号被保険者が1割と定められています。

（参考情報）　「高齢社会への心構えと介護の基礎知識」と題した寄稿文を資料編（２１６頁）に掲載していますので、ご参照ください。

(4) 雇用保険

ア　加入資格

定年後に暫定再任用職員となった場合や民間企業に再就職した場合には、次の①、②のとおり、その雇用形態、雇用期間に応じて雇用保険に加入し、保険料を負担することになります。

①　フルタイム勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

正規の従業員と週所定労働時間が同じである場合は、雇用期間に関係なく再就職した日から被保険者となります。

②　短時間勤務で再就職した（又は暫定再任用された）場合

短時間勤務の場合には、３１日以上引き続いて雇用される見込みがあり、所定労働時間が週２０時間以上（令和１０年１０月１日から１０時間以上に拡大）の場合に被保険者となります。

雇用契約の内容（雇用契約の更新の有無等）により３１日以上の継続性があると判断した場合は雇用の当初から、また、雇用期間が３０日など雇用契約の内容から３１日未満であることが明らかな場合には被保険者にはなりませんが、３１日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から被保険者となります。

イ　保険料率（令和７年４月以降）

	被保険者負担 (A)	事業主負担 (B)	雇用保険料率 (A)＋(B)
一般の事業	5.5／1,000	9／1,000	14.5／1,000
農林水産・清酒製造業	6.5／1,000	10／1,000	16.5／1,000
建設の事業	6.5／1,000	11／1,000	17.5／1,000

ウ　基本手当（失業保険）

① 受給要件

雇用期間が終了し離職し、次の要件を満たす場合には求職者給付として基本手当を受給することができます。

- 原則として、離職前２年間に被保険者期間（※）が１２か月以上あること
- 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない「失業の状態」にあること

（※） 被保険者期間は、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から１か月ごとに区切っていた期間に賃金支払の基礎となった日数が１１日以上又は時間数が８０時間以上ある月を１ヶ月として計算します。

② 給付額（基本手当日額）

雇用保険加入期間が１０年未満で、６０歳から６４歳までに退職した場合、賃金日額の４５～８０％の額（上限7,623円）の９０日分となります。なお、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者等には、受給資格要件等を緩和する等の特例が設けられています。

③ 公的年金受給の際の支給停止

雇用保険から基本手当を受けるときは、６５歳に達するまでに支給される老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金）の支給が停止されますのでご注意ください。

【支給停止の例】

６５歳前に退職し、4月に求職の申込みをした場合(基本手当の支給日数９０日)

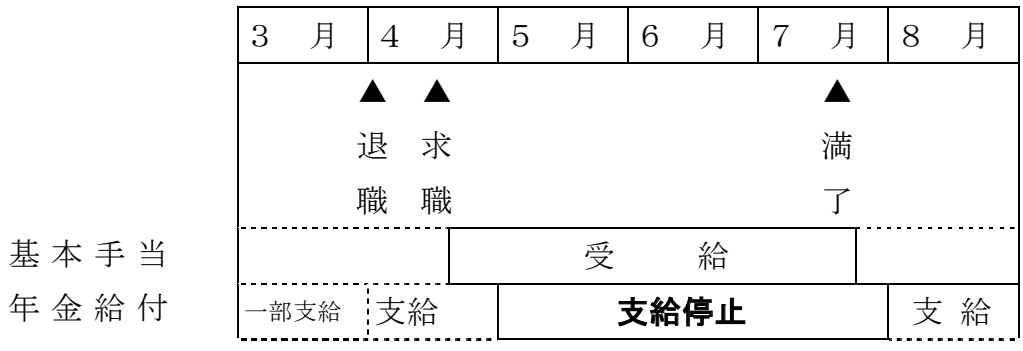

エ　高年齢求職者給付金

① 受給要件

６５歳の誕生日前日以降に退職した場合、失業保険（雇用保険の基本手当）は受給できませんが、以下の要件を満たす場合には、代わりに高年齢求職者給付金

を受給することができます。

・　離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６月以上ある

・　求職したが職業に就くことができない「失業の状態」にある

②　給付額

被保険者であった期間が１年未満の場合は賃金日額の５０～８０％の額（上限7,255円）の３０日分、１年以上の場合は５０日分が支給されます。

③　支給制限

受給期間は離職の日の翌日から１年ですので、求職申込みが遅くなると、失業状態認定等のための待機期間があるため、給付日数の一部又は全部が受給できなくなる可能性があります。

なお、本来支給の老齢厚生年金との併給は可能です。

7　定年後の収入と支出の比較

定年後から人生を終えるまでの収入と支出（家計）については、各人によって、家族の構成、住宅ローンなどの有無、資産状況、健康状態などにより予想される状況は異なりますが、今から定年後に必要な生活費の大まかな額を把握して考えられる支出への対応等を考えておくことが大切です。

ここでは、<u>年金だけで暮らす夫婦世帯をモデルに検討</u>し、充実した生活を送るための資金の目安について考えてみます。

(1) 夫婦の平均余命の把握

まず、次に掲げる完全生命表（１歳毎）を使って夫婦それぞれの平均余命を把握します。

【厚生労働省「令和５年簡易生命表」】　（単位：年）

年齢	５０	５１	５２	５３	５４	５５	５６	５７	５８	５９	６０
男	32.60	31.68	30.76	29.85	28.95	28.05	27.16	26.28	25.41	24.54	23.68
女	38.23	37.28	36.34	35.41	34.47	33.54	32.61	31.68	30.76	29.83	28.91

年齢	６１	６２	６３	６４	６５	６６	６７	６８	６９	７０
男	22.83	21.98	21.15	20.33	19.52	18.73	17.94	17.16	16.40	15.65
女	28.00	27.09	26.18	25.28	24.38	23.48	22.59	21.71	20.83	19.96

定年（６２歳～６５歳）を迎える職員本人と配偶者の年齢から、各人の平均余命

を算出し、今後、夫婦２人で何年間、家計を維持する必要があるのかを把握します。

本人定年時の年齢の平均余命　　＝ 本人の平均余命

本人定年時の配偶者の年齢の平均余命 ＝ 配偶者の平均余命

(2) 定年退職した時点での世帯１か月の実収入の予測

世帯１か月の実収入とは、本人と配偶者の１か月当たりの収入のことです。ここでは本人に対する年金と配偶者に対する年金だけを収入として想定してみます。

１か月当たりの本人の年金と配偶者の年金 ＝ １か月の実収入

(注) 定年等による退職後、公的年金の支給年齢までの間に働かない場合や公的年金の繰下げ支給を選択する場合には、無年金・無収入期間が生じることに留意する必要があります。

(3) 定年退職した時点での世帯１か月の実支出の予測

世帯１か月の実支出とは、本人と配偶者の１か月当たりの消費支出（生活費）と非消費支出（税金と社会保険料）を合わせた支出のことです。

生活費については、大雑把でいいので、一定期間「家計簿」をつけて支出の傾向を分析することにより、より各人の生活スタイルに沿った予測を立てることができます。家計簿アプリなどを利用してみると簡単かも知れません。

１か月当たりの本人と配偶者の実支出 ＝ １か月の実支出

(4) 定期的な収入総額の推計

〈夫婦２人の期間 ＝ 本人の平均余命〉

１か月の実収入×１２月×本人の平均余命 ＝ U円

〈配偶者１人の期間 ＝ 配偶者の平均余命 － 本人の平均余命〉

（配偶者の年金月額＋遺族年金月額）× 配偶者１人の期間 ＝ V円

U円 ＋ V円 ＝ 定年後の定期的な収入総額

(5) 定期的な支出総額の推計

〈夫婦２人の期間 ＝ 本人の平均余命〉

１か月の実支出×１２月×本人の平均余命 ＝ X円

〈配偶者１人の期間 ＝ 配偶者の平均余命－本人の平均余命〉

１か月の実支出×５５．８％(注)×１２月×

（配偶者の平均余命－本人の平均余命）＝ Y円

Ｘ円 ＋ Ｙ円 ＝ 定年後の定期的な支出総額

（注） 総務省の「家計調査報告〔家計収支編〕2024年(令和６年) 平均結果の概要」によると、 ６５歳以上の単身無職世帯(高齢単身無職世帯) の実支出（消費支出149,286円＋非消費支出12,647円）は、６５歳以上の夫婦のみの無職世帯（夫婦高齢者無職世帯）の実支出（消費支出256,521円＋非消費支出30,356円）を１００としたとき、５６．４となっています。

(6) 定年退職後の収支

前記(4)と(5)の計算結果を基に、「定年後の定期的な収入総額－定年後の定期的な支出総額」で得られる「定年退職後の収支」を計算します。

なお、一定期間家計簿をつけて分析すれば、より各人の生活スタイルに沿った推計を行うことができます。

(7) 非定期的な支出の見込み

毎月の定期的な支出の他に非定期的な支出として、住宅の補修、車の買換、旅行、冠婚葬祭、入院などのいわゆる「家族のライフイベント」に要する費用が見込まれます。これらの支出額は、どういう生活をしたいのかという個人の価値観や生活環境などによって大きく異なってきますので、それらを勘案して見込額を計算します。

(8) 支出に対する収入の不足への対処方法

夫婦２人が年金生活を送り、生活にある程度の余裕をもってそれぞれの平均余命を全うする場合には、「定期的な収入－（定期的な支出＋非定期的な支出）」の計算式から不足額が生じる可能性があります。

この不足への対処方法としては、資産の額など家計状況によって異なりますが、例えば、①退職手当の取崩し、②預貯金の引出し、③個人年金の受給、④就業による賃金などが考えられます。これらのうち、退職手当の取崩し以外については、現役時代からの準備が必要となります。

そのため、５０歳を過ぎた頃から、一般的に収入が減少局面に入る６０歳（特に定年年齢）以降に必要となる生活費について真剣に考え、不足が見込まれる場合には、非定期的な支出を含めた支出全体の見直しや不足額に見合う収入を得るための具体的な行動を起こす必要があると考えられます。

８　資産運用

⑴ 資産運用を考える前に

資産運用は、定年後の生活を踏まえて構築した生活設計に沿った計画的運用を考えていかなければ、充実したものとはなりません。そして、その計画は定年後における経済的な不安、健康に関する不安、生きがいや孤独に関する不安などを解消し、家族を含めた幸せな人生を送ることができるような計画でなければなりません。したがって、もう一度生活設計を再確認しておくことが必要です。

また、資産運用の対象となる金融商品はたくさんあり、今後も新しい商品が開発されることが予想されますので、常に新しい情報を把握しておくことを心がける必要があります。

⑵ 資産の現状把握

退職後の家計の状況を考える上では、あらかじめ資産の現状を把握しておくことが肝要です。そのためには、まず家計の経済状況と資産の状況について、この項の終わりにある**別紙１、２**（１２３、１２４頁参照）を用いてまとめておくと便利です。

また、ゆとりのある退職後の生活を送るためには、住宅購入資金など高額なものは早めに蓄えておくことなど、将来の生活に則した計画的な資産運用を定年前から適切に行っておく必要もあります。

⑶ 資産運用の基本（金融商品の性格）

定年前に貯蓄する場合はもとより、定年後に大事な資産を効率的に運用するためには金融に関する知識は欠かせません。金融商品を選択する場合には、資産の使用目的を考えることと同時にその特性を知っておくことが重要です。

一般的に金融商品には流動性、安全性及び収益性の３つの性格があるといわれていますが、この３つの性格全てに優れている商品はないという原則があります。

ア　流動性

換金性や利便性ともいい、換金のしやすさのことです。日々の生活費や急な出費に備えた資金は流動性の高い商品で運用します。銀行の普通預金など、自由に資金を出し入れできることがポイントです。

イ　安全性

確実性ともいい、元本や利息の支払いの確実さを示し、住宅取得のための資金や教育資金、老後のための資金など目的が決まっている資金は、安全性の高い商品で運用します。普通預金などよりは利回りが高い定期預金や個人向け国債、債券（国債

・社債）などがあります。運用期間は２年～１０年くらいで、住宅資金、教育費、自動車の購入資金など使うことが決まっているものに向いています。

ウ　収益性

利殖性ともいい、金融商品の利息や値上がり益、運用益の大きいもので、余裕資金で運用するようにします。株式、株式投資信託や外貨預金などがあり、運用期間に定めがないものが多いです。定期預金などに比べると安全性は低くなるものの、余裕資金を投入し長期的に運用することにより高収益を期待することができます。

(4) 資産運用のポイント

ア　分散投資

今後の生活設計を踏まえ、「流動性」、「安全性」、「収益性」それぞれの性格を生かし資金を分散して投資します。一般に投資者の年齢が若いほど収益性にウェイトを置き、高齢になるほど安全性にウェイトを置くのが良いと言われています。

イ　商品の分散

どんなに魅力ある商品でも一つの金融商品に集中するのは避けた方が無難です。元本保証の商品でも金融機関の破綻をある程度考慮することが必要な時代になっています。価格変動リスクのある商品に投資する場合は、商品の特長を良く理解し、複数の性格の異なる商品に分散してリスクを減らします。例としては、株式に投資する場合には保有する株式の業種や会社を分けた方が値下がりのリスクを軽減できます。

なお、会社を分散しても業種が同じでは適切なものとはいえない場合もあります。また、株式投資信託で商品名は異なっていても運用対象が似通った商品では分散効果は薄れてしまいます。商品の分散は内容の異なる商品を組み合わせて行うことが肝要です。

ウ　時間の分散

価格変動リスクのある商品や外貨建ての金融商品に投資する場合は、銘柄分散のほかに、購入時期を分散することでさらにリスクを軽減させる効果が期待できます。時間分散によって購入単価を引き下げることもできるからです。例えば、最初に株価が５００円の時に買い、次に４００円の時に同じ株数を買えば単価は４５０円になります。有利な金融商品があるからといって資金を一度につぎ込まず、運用の成果を見ながら時間分散で購入することも検討に値します。

エ　金利の変化と貯蓄選択

金融商品には、預入時の利率や利回りが満期まで変わらない固定金利の商品と市場の金利の動きに合わせて利率などが変化する変動金利の商品があります。低金利時代には変動金利で預入期間の短い商品、高金利のときには固定金利で預入期間や満期までの期間が長い商品に預けるのが基本です。

オ　単利と複利

最初の元本のみに利子がつくことを「単利」と呼びます。元本のみならず、利子も運用すれば、その利子にも利子がつくことを「複利」と言います。複利の効果は、金利が高いほど、期間が長いほど、大きくなります。

(5) 金融商品のリスク

金融商品はいずれにしろ、リスク（将来どうなるか分からない）とリターン(収益)を伴います。預・貯金のようにリスクが低いほどリターンも低いものや株式などのようにリスクが高いほどリターンも高いというような関係になります。リスクが低くリターンの高い理想的な金融商品は基本的に存在しません。金融商品にうまい話はないということです。

リスクの主なものには次のようなものがあります。

ア　信用リスク

元本や利息の支払いが滞ったり、不能に陥ったりする可能性のことです。具体的には国内の金融機関や企業、さらには海外の国や企業などが破綻し、結果として支払い不能などが発生する可能性のことを指します。

イ　価格変動リスク

購入商品の価格が変動して、換金する際の受取金額が、当初の投資金額を上回ることもあれば下回ることもあるということです。株式や株式投資信託、転換社債、国債などは、日々の取引によって価格が変動します。その結果、預・貯金に比べ大きな利益を上げることができる反面、損失を招く可能性もあります。

ウ　為替変動リスク

外貨預金をはじめ、外国の債券や株式、外貨建て投信など外貨建ての商品を日本円に換金する際、その商品の安全性や価格、利息とは別に為替の変動のみによって損益が発生する可能性があるということです。

エ　インフレリスク

物価上昇率が金融商品の運用利回りを上回る可能性のことです。物価の上昇率が高すぎると資産の目減りを起こすことになります。

オ　カントリーリスク

外国の債券や株式等に投資を行う場合、上記のリスクに加えて、その国の政治情勢、経済状況によって資金が目減りしたり、回収不能に陥ったりする危険性があることをいいます。国の政治情勢が安定しており、経済が堅調であればその国に投資するカントリーリスクは低いといえ、逆に政治や社会経済が不安定である場合にはカントリーリスクは高いと考えられます。

(6) 金融商品の運用

株式や債券といった金融商品などの保有資産の構成内容を「ポートフォリオ」といいますが、資金を分散して商品を組み合わせて運用するという意味で使われています。

この考え方を参考にして、個人の資産運用に当てはめてみると、次の３つに分類して具体的な運用商品を決めていくことになると思われます。

ア　生活のための資金

生活費や病気など不慮の支出時のための資金は、生活費の６か月分くらいを目途にすぐに換金できる預・貯金などで運用します。

イ　使用予定のある資金

住宅購入資金、車購入資金や家族旅行資金など決まった時期に必要となる資金は使う時期までに換金できるよう元本保証のある定期預・貯金などの商品で運用します。

ウ　余裕のある資金

上記ア、イ以外は基本的には１０年以上運用できる資金で、５年から１０年程度で満期となる債券（国債、公社債）を中心に、株、株式投資信託、外貨預金、不動産投資信託をはじめとするリスクの高い商品を組み入れて運用します。

(7) 資産運用商品の主な種類

ア　預・貯金

安全性や流動性を重視し、資産を守るという側面での資産運用といえます。

預金保険制度（１２１頁参照）により１,０００万円までの元本と利息が保証され

ており、また、直ぐに引き出せるという安心感があります。１,０００万円超の資金を一つの金融機関に集中させる場合には、損失が出る可能性も踏まえ、十分な検討を行うことが必要です。

なお、外貨預金については、預金保険制度の対象外です。為替変動リスクがあり、為替相場の動向次第では、満期時に受け取る円換算した金額が預入時を下回る場合があるほか、外貨を円に、円を外貨に両替する際には為替手数料がかかります。

預金・貯金は、一般的に、収益性は低い（△）が、安全性・流動性は最も高い（◎）と言われています。

イ　債券

債券とは元本返済と定期的な利息の支払いを約束して発行する有価証券です。

国、地方自治体及び公共機関が発行するのが「公共債」であり、「国債」と「地方債」などに分けられます。企業が発行するのが「社債」になります。

債券の特徴として、発行元の信用度が高いほど利率は低く、信用度が低いほど利率は高くなります。国債や地方債はともかく、社債の場合は企業の破綻もありえますので、購入する場合は、企業の安全性などを確認する必要があります。債券は発行元が破綻しない限りは、満期まで保有すれば元本割れはありませんが、債券の価格は、日々変動していますので、途中で換金する場合には、元本割れを起こす可能性もあります。

債券の購入に当たっては、例えば、個人向け国債について、中途換金の場合は直近２回分の各利子（税引前）に相当する金額が差し引かれることになる等の条件があるように、その内容やリスク等を十分に理解した上で購入することが必要です。

債券の安全性は、国債・地方債は高く（◎）、社債は発行企業次第。一般的に、流動性は低く（△）、収益性は、預金より高く、株式より低い（○）と言われています。

ウ　株式

株式はハイリスク・ハイリターンの代表的な投資対象です。

株価の変動から短期間で利益を得られる可能性がありますが、逆に損失が出る、株価の大幅な下落で売ることができなくなる、といった可能性もありますので、投資は余裕資金で行うべきです。

投資対象を選ぶ際には、株式投資の基本を身につけ、投資先の企業を充分研究したうえで行ってください。さらに投資先企業の分散や資金の時間分散を図り、一度に大きな損失を出さないように留意する必要があります。

株式は、安全性は低い（△）が、高い収益性（◎）が期待できる。流動性は高い（○）と言われています。

エ　投資信託

投資信託は、多くの投資家から集められた資金を一つの基金（ファンド）にまとめ、運用の専門家が債券や株式などに分散投資してその運用成果を投資額の割合に応じて分配する商品です。多くの投資信託は１万円という少額から、投資の初心者でも手軽にスタートすることが可能ですが、現在販売されている投資信託には、債券や株式等の組み合わせによって数多くの種類がありますので、その投資信託でどのような金融商品が扱われているのかを調べることが必要です。現在のような超低金利下で高い収入を望むのであれば、選択肢は、株式投資信託、不動産投資信託、外貨建て投資信託に絞られてくるため、自分の投資方針（年に何%の収益を期待するのか）が重要になってきます。つまり、ある程度のリスクを認識した上で投資することになるのです。

なお、投資信託には、購入時手数料、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料など各種の費用がかかります。長期的に運用する際にはこうした手数料などが収益に大きく影響することがありますので、目論見書などで、それを確認してから行うようにします。

投資信託の収益性、安全性は、投資対象次第。流動性は高い（〇）と言われています。

オ　外貨建て商品

諸外国の高利回りの債券や投資信託は、低金利の日本から見ると魅力的ですが、日本に比べ情報量の少ない海外の国や企業が発行する債券や株式に投資する場合には、発行元の安全性を確認するなど十分な検討が必要です。また、為替変動リスクにも留意する必要があります。為替取引において円高になると、いくら高利回りの商品でも元本割れを起こすこともあるからです。

カ　ＮＩＳＡ

ＮＩＳＡは、平成２６年１月から始まったもので、「ＮＩＳＡ口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる配当金・分配金・売却が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。途中での売却はいつでも可能です。

ＮＩＳＡ口座は、同一年において一人一口座しか開設することができません。

①　現行制度（令和６年１月～新ＮＩＳＡ）

次の「つみたて投資枠」と「成長投資枠」との併用が可能です。

【つみたて投資枠】

年間投資枠は１２０万円ですが、非課税期間は無制限で、「成長投資枠」と合わせた非課税保有限度額の総枠は1,８００万円となります。投資対象商品は金融庁の基準を満たした投資信託（長期の積立・分散投資に適している一定のもの）に限られます。

【成長投資枠】

年間投資枠は２４０万円、非課税期間は無制限で、非課税保有限度額は総枠の内数として1,２００万円です。投資対象商品は上場株式･投資信託等ですが、整理・管理銘柄等の一定の投資信託等は除外されます。

② 旧制度（令和５年１２月まで）

「一般ＮＩＳＡ（非課税投資金額の上限１２０万円／年、非課税期間は最長５年間」と「つみたてＮＩＳＡ（非課税投資金額の上限４０万円／年、非課税期間は最長２０年間）」のいずれかの選択制で、新ＮＩＳＡ制度へのロールオーバーは認められていませんが、購入した商品は、新制度の枠外で非課税措置が適用されます。

※ 詳しくは、金融庁のＮＩＳＡのサイトをご覧ください。

（https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html）

キ 個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））

個人型確定拠出年金は、自営業者や勤務先に「企業型確定拠出年金」や「厚生年金基金」の制度がないサラリーマンしか加入することができませんでしたが、平成２９月１月から、基本的に２０歳以上６０歳（令和４年５月以降は６５歳）未満であれば、公務員も含め誰でも加入できるようになりました。

この個人型確定拠出年金は、自分で作る年金制度のことで、加入者が毎月一定の金額（現在の公務員の上限は月２万円（令和６年１２月から））を積み立て（掛金を拠出）、あらかじめ用意された定期預金・保険・投資信託といった金融商品で自ら運用し、６０歳以降に年金又は一時金で受け取ります。原則６０歳になるまでは引き出すことはできず、途中で解約することもできませんが、

① 積立金額すべてが所得控除の対象となることによる所得税や住民税の軽減

② 運用益は非課税

③ ６０歳以降の受取時には「公的年金等控除」（年金で受け取る場合）や「退職所得控除」（一時金の場合）の対象

などのメリットがあります。

なお、金融機関で口座を開設する際には、取り扱っている種類、手数料（加入時、運用期間中、受取時）に差があるため、各金融機関から必要に応じて資料を取り寄せ

るなどして比較し検討してみる必要があります。

※　詳しくは、イデコ公式サイトをご覧ください。（https://www.ideco-koushiki.jp/）

ク　その他

上記の金融商品以外にも種々の金融商品がありますが、詳しい説明は省略させていただきます。各自において、商品のメリット、デメリットを考えて資産運用をお考えください。

(8) 金融機関の利用者保護制度（ペイオフ制度）

ア　預金保険制度（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など）

預金保険制度は、預金等を取り扱う金融機関が破綻に陥った場合に預金者を保護する制度です。預金保険制度は、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

当座預金などの無利息・要求払い・決済サービスの３条件を満たす預金は全額保護の対象となっていますが、それ以外の預金は全額保護されず、一つの金融機関について１,０００万円以上の預金があった場合、預金者１人当たり元本１,０００万円とその利息が預金保険機構より保険金として支払われます。これをペイオフといいます。それを超える部分については金融機関に財産が残っていれば支払われることになっています。

なお、金融機関の破綻に際してとられる措置は、まず、破綻金融機関の預・貯金等を譲り受ける救済金融機関を探し、その際、必要な資金を援助する方法がとられ、その次にペイオフの方法がとられることになっています。

イ　日本投資者保護基金

金融商品取引法に基づいて設立されている法人です。証券会社が顧客から預かる有価証券や金銭は、金融商品取引法で証券会社の経営資産とは分別して保管することが義務づけられており、万が一経営破綻してもすべて返還されることになっています。それでもなお、顧客資産の円滑な返還が困難だと認められた場合に基金より１人１,０００万円を限度として補償されます。

ウ　保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立されている法人で生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構の二つの機関があります。破綻保険会社の保険契約を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構が保険契約の引き受けあるいは機構が設立する承継保険会社に保険契約を承継

することにより、契約の継続を図りますが、契約内容の変更が行われる可能性があります。

(9) 金融商品をめぐるトラブル

金融分野の自由化が進むにつれ、さまざまな金融商品が登場しています。その仕組みも複雑で、パンフレットなどに一度目を通したくらいでは理解できないものが多いため、金融商品を巡るトラブルが発生することも考えられます。仕組みをよく理解してから購入を考えるべきでしょう。

なお、金融サービスの利用者保護を図るために、平成１２年に「金融商品の販売等に関する法律」が制定されており、次の３つの柱があります。

- 金融商品を販売する業者は、その商品のリスクなどの重要事項を消費者の理解力に応じて説明する義務があります。重要事項には、元本割れのおそれ、解約可能期間の制限などがあります。
- 消費者が被害を被った場合には、消費者は販売業者が説明義務違反を犯していることが立証できればよく、今までより損害賠償請求の際の負担が軽減されています。
- 販売業者は、消費者の知識や経験、財産の状況に応じた勧誘をすることと、勧誘方法や場所、時間帯を考えて勧誘することが義務付けられています。

この法律は、金融商品の契約に限らず、事業者との消費者契約のすべてが対象となっています。事業者が「嘘を言った」、「確実に儲かると言った」、「都合の悪いことを隠していた」などの行為があった場合は契約を取り消すことができます。ただし、事業者に対する行政上の罰則はありません。

自分に合った金融商品を見つけて資産を運用していくためには、今まで以上に金融商品に関する知識が必要になってきています。単に利回りが高いとか、他の人が儲かったからといった理由だけで購入することは避け、商品を良く理解する努力をし、仕組みが理解できてから購入を考えるべきです。当たり前のことですが、自分の資産は他人任せにせず、自分で守りたいものです。

（別紙１）

家計の月間･年間収支状況（　　年　月　日現在）

（単位：千円）

収入内訳		収入月額	期末勤勉手当等	収入年額
給与(手取り)	計			
	夫			
	妻			
預貯金等利息				
その他の収入				
年　金（夫）				
年　金（妻）				
収入合計（Ａ）				

支出内訳	支出月額	臨時支出	支出年額
食　　料			
住　　居			
光 熱 ・ 水 道			
家具・家事用品			
被 服 及 び 履 物			
保 健 医 療			
交 通 ・ 通 信			
教　　育			
教 養 娯 楽			
小遣い、交際費			
そ　の　他			
支出合計（Ｂ）			

収支差（Ａ）－（Ｂ）			

（別紙２）

資産の状況（　　年　月　日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
預貯金（　　）		住宅ローン	
		その他の借入残高	
定期預金（　　）			
有価証券（　　）			
不動産（　　）			
その他（　　）			
合　　計		合　　計	